

令和7年度浄化槽の普及状況に関する調査検討業務 報告書

令和8年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社

はじめに

我が国では、汚水処理施設の未普及解消に向けて、平成 26 年 1 月、汚水処理を所管する3省(国土交通省、農林水産省、環境省)で、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を作成し、汚水処理施設の中期(10 年程度)での早期整備と、運営管理の観点を含め長期での持続的なシステム構築を目指すこととしている。しかし、令和 6 年度末現在で未だ約 780 万人が汚水処理未普及となっており、その多くは都市郊外や地方部に残存している。そうした汚水処理未普及の解消に向けて、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供出来る浄化槽の期待は高まっているが、未普及人口の半数以上は生活雑排水を未処理のまま排出する単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題となっている。

環境省では、単独転換や浄化槽の維持管理向上に向けて、各種マニュアルの整理や事例集の作成・展開等を行ってきたところであるが、こうした各種資料の作成に当たっては、基礎情報の把握が必要である。また、正確に把握された情報を基に、浄化槽が汚水処理未普及解消に向けた役割を果たしていくためには、浄化槽に係る情報を的確に把握した上で、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討等を行うことが必要である。

このような状況を鑑み、本業務は、全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

目次

1	浄化槽に関する調査	1
1.1	調査実施計画の作成.....	1
1.2	浄化槽の普及状況等に関する調査	3
1.3	浄化槽の指導普及に関する調査	13
1.4	調査票の作成・集計及び進捗管理.....	22
1.5	過年度調査結果との比較分析.....	22
1.6	次年度調査に向けた検討	36
2.	重点目標指標に係る把握・分析.....	41
2.1	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率.....	42
2.2	先進的省エネ型浄化槽の導入基数	45
2.3	補助指標・主要施策	50
2.4	重点目標指標の達成率と目標達成に向けた検討.....	58

図 目次

図 1.1-1 Web を用いた調査システムのイメージ.....	2
図 2.4-1 浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合の平成 27(2015)年度以降における推移	59
図 2.4-2 先進的省エネ型浄化槽の導入基数の推移	60

表 目次

表 1-1 本業務の実施計画及び実績.....	vii
表 1-1 Web システムに実装した画面及び機能	2
表 1-2 エラーチェックの範囲.....	3
表 1-3 整合性チェックの内容.....	4
表 1-4 突合チェックの内容.....	4
表 1-5 都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)	7
表 1-6 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)	8
表 1-7 指導普及調査の調査項目一覧(令和 7(2025)年度)	13
表 1-8 エラーチェック種別	22
表 1-9 各設問のエラーチェックの内容	23
表 1-10 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))	32
表 1-11 4(1)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-12 4(1)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-13 4(1)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))	32
表 1-14 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 5 条、第 12 条関係)	33
表 1-15 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 7 条の 2、第 12 条の 2 関係)	33
表 1-16 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係)	33
表 1-17 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)	34
表 1-18 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)	34
表 1-19 7 の基準値 1(浄化槽関係業者数)	34
表 1-20 7 の基準値 2(浄化槽関係業者数)	35
表 1-21 16 の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)	35
表 1-22 20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)	35
表 1-23 事務局への問合せの内容・件数	37
表 1-24 令和 7 年度の調査項目案	38
表 2-1 浄化槽普及人口及び浄化槽普及率	43
表 2-2 区域見直し考慮の有無による浄化槽基数の比較	44
表 2-3 先進的省エネ型浄化槽の比率(適合率、ラインナップベース)	45
表 2-4 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況	46
表 2-5 令和 6 年度の家計用浄化槽基数の出荷比率	47
表 2-6 家庭用浄化槽の補正後新設基数	47
表 2-7 中型・大型浄化槽の新設基数	48
表 2-8 中型・大型浄化槽の新設基数(補正後基数)	48
表 2-9 先進的省エネ型浄化槽の累積基数	49
表 2-10 令和 6 年度末時点における浄化槽台帳による維持管理情報の把握状況	51
表 2-11 先進的省エネ型浄化槽による CO ₂ 削減量	54

表 2-12 合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合	56
表 2-13 区域見直し考慮の有無による浄化槽基数の比較	57

基本情報

■ 業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者:環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者:エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社(以下「MRA」という。)
業務責任者:社会解析ソリューション部 三堀 純

■ 本報告書の表記方法について

- 年度は、和暦での記載を基本とする。

■ スケジュール

- 本業務は令和7(2025)年4月～令和8(2026)年3月の間、次頁に示す実施計画を立て、業務を行った。計画を黒枠白色矢印、実績を黒色矢印で示した。

表 1-1 本業務の実施計画及び実績

仕様	大項目	小項目	令和7年										令和8年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
(1) 浄化槽に関する調査	調査実施計画の作成	浄化槽等の普及状況等に関する調査	▶														
		浄化槽の指導普及に関する調査	▶														
	浄化槽の普及状況等に関する調査	過年度調査結果との比較分析・エラーチェック・疑義照会			▶	▶	▶										
		公表資料作成・確認							▶								
	浄化槽の指導普及に関する調査	Webシステム再構築		▶	▶												
		回答設定の確認		▶	▶												
		プシ運用			▶	▶											
		ログイン確認			▶	▶											
		調査票配布・進捗管理・回収					▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶
		照会対応・過年度調査結果との比較分析											▶	▶	▶	▶	▶
調査票集計													▶	▶	▶	▶	
公表資料とりまとめ・分析														▶	▶	▶	
(2) 重点目標指標等に係る評価・分析	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率								▶	▶							
	浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合								▶	▶							
	浄化槽台帳により維持管理情報を把握している都道府県数										▶	▶					
	浄化槽の省エネルギー化によるCO2排出削減量										▶	▶					
	目標未達の要因分析及び目標達成への対策検討											▶	▶	▶	▶	▶	
(3) 打ち合わせ		▼		▼				▼		▼						▼	
(4) 報告書作成										▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	

□ 計画 ■ 実績

1 浄化槽に関する調査

1.1 調査実施計画の作成

本業務では、浄化槽等の普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について契約後 2 週間以内実施計画を作成し確定した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

1.1.1 浄化槽の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等調査では、集計結果のエラーチェック、結果の分析及び公表資料の作成を行った。調査票の送付、回収、取りまとめ等については調査実施主体である農林水産省・環境省・国土交通省において実施した。

(1) エラーチェック・エラーリストの作成

環境省より集計結果を受領し、前年度データと突合しての数値の比較チェック及び都道府県、市町村内の数値の報告値と集計値が一致するかの論理チェックを実施した。データ突合は、各データ(汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数)を比較して確認した。

(2) 公表資料の作成

集計結果確定後に、汚水処理人口普及率などを公表するに際しての付属資料について、追加集計を行い作成した。

1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 調査の概況

昨年度同様 Web を用いた調査を行うにあたり、調査票の要件の設定、システムの指示書の作成等を行った。Web を用いた調査システムのイメージ、並びに Web 調査前後の調査方法の違いを以下に示した。

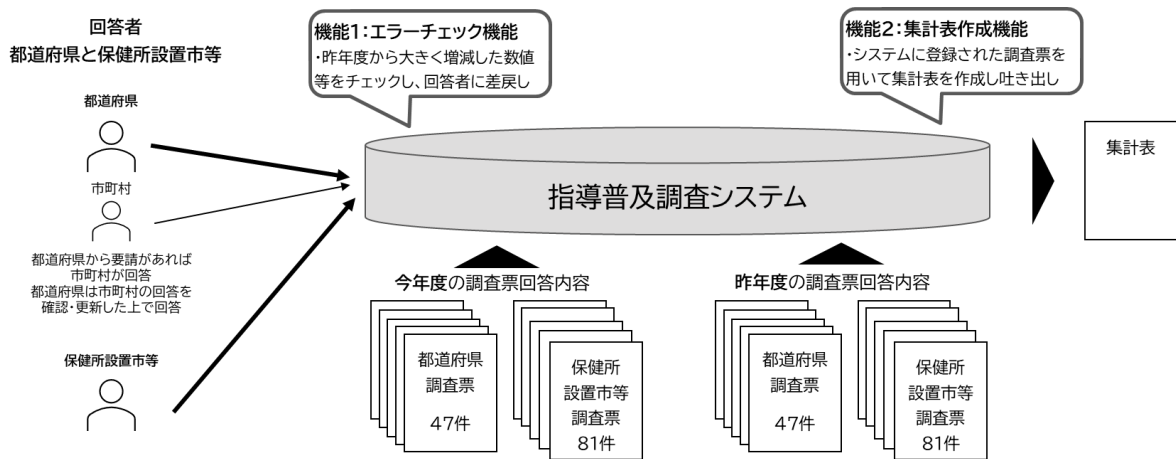


図 1.1-1 Web を用いた調査システムのイメージ

(2) Web システムの構築

昨年度と同様に、(1)の内容を踏まえて、Web 上の調査システムを設定した。システムには、下表に示す画面や機能を実装した。

表 1-1 Web システムに実装した画面及び機能

No.	画面・機能名
1	共通画面 ※ヘッダー・フッターなど
2	ログイン・ログアウト画面
3	パスワード変更画面
4	調査票ダウンロード画面
5	調査票アップロード画面
6	回答審査機能
7	報告画面
8	ユーザー一覧画面
9	ユーザー検索機能
10	ユーザー一覧ダウンロード機能
11	ユーザー詳細画面
12	報告状態変更機能
13	パスワードリセット機能
14	回答設定参照画面
15	調査票ダウンロード時プレプリント機能
16	報告済み市町村調査票ダウンロード画面
17	市町村・都道府県 TOP 画面
18	都道府県集計ダウンロード画面
19	集計表ダウンロード画面

(3) 自治体への調査方法の周知・説明

調査内容や調査スケジュール、システム画面操作方法(都道府県/市区町村)等についての説明資料を各自治体にメールにて送付した。

(4) 調査の進捗管理

7月上旬に調査票を発送した後、市区町村の回答期間(8月末)、都道府県の回答期間(10月中旬)を設けて調査票を取りまとめた。調査の回答状況を週次で確認し、状況を整理した。

(5) 集計表・公表資料の作成

全都道府県の回答を受領した後、集計表及び公表資料を作成した。

1.2 浄化槽の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行った。

1.2.1 エラーチェック

都道府県調査票を集約した「全国集計表」について、各シートのエラーチェックの範囲は下表のとおりとした。

表 1-2 エラーチェックの範囲

シート名	エラーチェックの範囲
総括表① (普及率)	合併処理浄化槽等からコミプラまでの令和6年度末の処理人口及び処理人口普及率
総括表② (利用実態)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各区域の合併浄化槽、コミプラ、単独浄化槽、汲み取り、その他、の人数と基数、合計
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの各区域の合併浄化槽、コミプラ、単独浄化槽、汲み取り、その他、の人数と基数、合計

エラーチェックは、以下の3つのチェックを行った。なお、チェック作業にはExcelのマクロ機能を用い、エラー項目をエラーリストとして抽出できるようにした。これにより、エラーの抽出漏れの防止を図った。

(1) 整合性チェック

全国集計表の小計や合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値(市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計)が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

具体的な確認項目を下表に整理した。

表 1-3 整合性チェックの内容

A：確認の対象		B：参照先		C：確認事項
総括表① (普及率)	合併処理浄化槽等から コミプラまでの令和6年 度末の処理人口のそれ ぞれの値	総括表① (普及率)	合併処理浄化槽等から コミプラまでの令和5年 度末の処理人口のそれ ぞれの値	各市町村の A と B の差分が 1,000 人未満である。 ※都道府県合計と地方合計 欄の誤差は確認しない。
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工 事済区域」から「⑥浄化 槽整備区域、その他区 域」までの各合計値	総括表② (利用実態)	「①下水道供用開始工 事済区域」から「⑥浄化 槽整備区域、その他区 域」までの各合計値	A は B より小さい値であ る。

(2) 突合チェック

調査回答について、下表の A と B の値が一致するかを確認した。一致しない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

表 1-4 突合チェックの内容

A：確認の対象		B：参照先	
総括表① (普及率)	各市町村の合併処理浄化槽処理人 口の合計値	関数により合 計した値	各市町村の公共浄化槽等整備推進 事業等設置処理人口、浄化槽設置整 備事業設置処理人口、民間設置浄化 槽処理人口を足しあげた値
総括表① (普及率)	各都道府県の公共浄化槽等整備推 進事業等設置処理人口、浄化槽設置 整備事業設置処理人口、民間設置浄 化槽処理人口、合併処理浄化槽処理 人口のそれぞれの合計値	関数により合 計した値	各都道府県に属する市町村の公共 浄化槽等整備推進事業等設置処理 人口、浄化槽設置整備事業設置処理 人口、民間設置浄化槽処理人口、合 併処理浄化槽処理人口をそれぞれ 足しあげた値
総括表① (普及率)	各地方の公共浄化槽等整備推進事 業等設置処理人口、浄化槽設置整備 事業設置処理人口、民間設置浄化槽 処理人口、合併処理浄化槽処理人口 のそれぞれの合計値	関数により合 計した値	各地方に属する都道府県の公共浄 化槽等整備推進事業等設置処理人 口、浄化槽設置整備事業設置処理人 口、民間設置浄化槽処理人口、合併 処理浄化槽処理人口の合計値をそ れぞれ足しあげた値
総括表① (普及率)	浄化槽人口普及率の値	関数により合 計した値	合併処理浄化槽処理人口の合計値 を住民基本台帳人口で割った値
総括表① (普及率)	コミプラ処理人口普及率の値	関数により合 計した値	コミプラ処理人口を住民基本台帳 人口で割った値

A：確認の対象		B：参照先	
総括表② (利用実態)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値	関数により合計した値	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り、その他の、それぞれの処理人口を足しあげた値
総括表① (普及率)	市町村名とその記載順	総括表② (利用実態)	市町村名とその記載順
総括表① (普及率)	各市町村の合併処理浄化槽処理人口およびコミプラ処理人口の値	総括表② (利用実態)	各市町村の「②下水道事業計画区域(①除く)」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの「合併浄化槽の処理人口」および「コミプラの処理人口」のうち、対象となる値をそれぞれ足しあげた合計値
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値	関数により合計した値	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までの合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り、その他の、それぞれの処理人口を足しあげた値
総括表③ (見直し増減)	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値の合計	関数により合計した値	「①下水道供用開始工事済区域」から「⑥浄化槽整備区域、その他区域」までのそれぞれの処理人口の合計値を足しあげた値 ※値が0であることも確認する。

(3) 数値の確からしさチェック

前年度回答データが回答されていないかを確認するために、以下の観点からエラーチェックを実施した。前年度回答データと同値だった場合、エラーリストに転記を行った。

- 総括表① (普及率) の全処理人口が、令和6年度調査回答と令和5年度調査回答で同値
- 総括表② (利用実態) の⑥浄化槽整備区域、その他区域の合併処理浄化槽の人口及び基数、又は単独浄化槽の人口及び基数が、令和6年度調査回答と令和5年度調査回答で同値

さらに、誤答を防ぐため以下の観点からエラーチェックを行い、条件を満たす場合にエラーリストに転記を行った。

- 浄化槽整備区域内人口に占めるその他人口の割合が50%以上
- 浄化槽整備区域内のその他の人口が5000人を超える
- 疑義照会への回答が未記入

1.2.2 結果の分析と公表資料の作成

確定した集計値を基に、各市町村における浄化槽普及率について分析を行い、公表資料を作成した。

(1) 都道府県別_浄化槽処理人口普及率一覧(令和6年度末)

調査結果(令和6(2024)年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和7(2025)年8月22日に公表された。

(2) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和6年度末)

調査結果(令和6(2024)年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和7(2025)年8月22日に公表された。

表 1-5 都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)
(令和 7(2025)年 8 月 22 日公表資料 資料 2-1)

都道府県別 浄化槽処理人口普及率一覧 (令和 6 年度末)

都道府県名	総人口 (千人)	浄化槽処理人口 (千人)	普及率	順位
北海道	5,014	166	3.3%	40
青森県	1,176	127	10.8%	27
岩手県	1,145	162	14.1%	22
宮城県	2,215	157	7.1%	34
秋田県	900	104	11.6%	24
山形県	1,005	86	8.6%	32
福島県	1,758	436	24.8%	6
茨城県	2,838	501	17.6%	13
栃木県	1,896	312	16.4%	16
群馬県	1,901	413	21.7%	11
埼玉県	7,368	685	9.3%	30
千葉県	6,309	814	12.9%	23
東京都	14,026	26	0.2%	47
神奈川県	9,202	120	1.3%	46
新潟県	2,098	123	5.9%	35
富山県	1,004	26	2.5%	41
石川県	1,093	51	4.6%	38
福井県	743	26	3.5%	39
山梨県	797	122	15.3%	20
長野県	2,003	113	5.6%	36
岐阜県	1,942	206	10.6%	28
静岡県	3,559	678	19.1%	12
愛知県	7,470	722	9.7%	29
三重県	1,733	397	22.9%	9

都道府県名	総人口 (千人)	浄化槽処理人口 (千人)	普及率	順位
滋賀県	1,402	32	2.3%	42
京都府	2,461	41	1.7%	44
大阪府	8,765	125	1.4%	45
兵庫県	5,377	91	1.7%	43
奈良県	1,299	95	7.3%	33
和歌山県	896	331	37.0%	3
鳥取県	530	26	4.8%	37
島根県	638	109	17.1%	14
岡山県	1,827	307	16.8%	15
広島県	2,716	311	11.5%	25
山口県	1,283	205	15.9%	18
徳島県	696	325	46.8%	1
香川県	936	314	33.5%	5
愛媛県	1,288	288	22.3%	10
高知県	659	223	33.9%	4
福岡県	5,073	462	9.1%	31
佐賀県	790	128	16.3%	17
長崎県	1,265	200	15.8%	19
熊本県	1,708	261	15.3%	21
大分県	1,096	269	24.6%	7
宮崎県	1,041	250	24.0%	8
鹿児島県	1,546	614	39.7%	2
沖縄県	1,477	165	11.2%	26

全国	123,964	11,746	9.5%	
----	---------	--------	------	--

注) 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

表 1-6 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和 6 年度末)
(令和 7(2025)年 8 月 22 日公表資料 資料 2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和 6 年度末)

北海道

市町村名	浄化槽
札幌市	0.1%
函館市	2.0%
小樽市	0.2%
旭川市	1.3%
室蘭市	0.2%
釧路市	0.3%
帯広市	1.8%
北見市	2.5%
夕張市	29.6%
岩見沢市	4.5%
網走市	5.1%
留萌市	2.4%
苫小牧市	0.3%
稚内市	4.0%
美瑛市	3.9%
芦別市	2.6%
江別市	1.6%
赤平市	1.8%
紋別市	2.9%
士別市	10.2%
名寄市	10.2%
三笠市	0.0%
根室市	6.3%
千歳市	1.3%
滝川市	3.1%
砂川市	3.0%
歌志内市	0.0%
深川市	11.3%
富良野市	11.6%
登別市	1.4%
恵庭市	1.4%
伊達市	4.8%
北広島市	0.9%
石狩市	1.4%
北斗市	1.7%
当別町	4.2%
新篠津村	42.8%
松前町	32.2%
福島町	28.6%
知内町	13.8%
木古内町	3.7%
七飯町	2.1%
鹿部町	32.2%
森町	5.0%
八雲町	2.6%
長万部町	11.5%
江差町	15.2%
上ノ国町	2.4%
厚沢部町	29.6%
乙部町	3.9%
奥尻町	14.2%
今金町	19.2%
せたな町	5.8%
島牧村	61.2%
寿都町	29.0%
黒松内町	13.0%
蘭越町	39.2%
ニセコ町	36.3%
真狩村	19.9%
留寿都村	15.4%
喜茂別町	10.7%
京極町	14.8%
根知安町	11.1%
共和町	8.3%
岩内町	2.3%
泊村	1.0%
神恵内村	43.5%
糠井町	25.2%
古平町	3.4%
仁木町	51.6%
余市町	2.5%
赤井川村	36.1%
南幌町	9.7%
奈井江町	7.7%
上砂川町	4.2%
由仁町	19.3%
長沼町	19.9%
栗山町	11.0%
月形町	42.1%
浦臼町	19.9%
新十津川町	16.5%
妹背牛町	23.6%
秩父別町	19.9%
雨竜町	20.5%
北竜町	32.8%
沼田町	18.1%
鷹栖町	21.0%
東神楽町	10.7%
当麻町	29.3%
比布町	28.0%
愛別町	25.0%
上川町	2.4%
東川町	28.5%
美瑛町	21.6%
上富良野町	12.7%
中富良野町	37.0%
南富良野町	15.7%
占冠村	41.2%
和寒町	25.4%
釧路町	26.0%

市町村名	浄化槽
下川町	14.0%
美深町	12.8%
音威子府村	8.7%
中川町	14.6%
幌加内町	31.5%
増毛町	8.1%
小平町	5.9%
苫前町	4.6%
羽幌町	2.0%
初山別村	17.7%
遠別町	10.2%
天塩町	9.1%
猿払村	17.3%
浜頓別町	6.7%
中頓別町	11.3%
枝幸町	8.2%
豊盛町	6.5%
礼文町	12.3%
利尻町	2.1%
利尻富士町	1.3%
幌延町	17.9%
美幌町	7.3%
津別町	14.9%
斜里町	12.9%
清里町	23.7%
小清水町	27.4%
訓子府町	23.5%
鷹戸町	17.1%
佐呂間町	25.4%
遠軽町	5.2%
湧別町	20.3%
滝上町	1.9%
興部町	5.2%
西興部村	7.8%
雄武町	10.3%
大空町	25.2%
豊浦町	15.3%
壮瞥町	22.5%
白老町	2.4%
厚真町	48.4%
洞爺湖町	10.9%
安平町	11.5%
むかわ町	20.1%
日高町	14.2%
平取町	43.8%
新冠町	28.9%
浦河町	12.0%
様似町	10.2%
えりも町	18.0%
新ひだか町	9.4%
音更町	6.5%
土幌町	23.0%
上土幌町	16.0%
鹿追町	32.7%
新得町	13.5%
清水町	17.5%
芽室町	17.4%
中札内村	25.1%
更別村	32.5%
大樹町	15.8%
広尾町	7.5%
幕別町	8.7%
池田町	16.3%
豊頃町	27.7%
本別町	18.1%
足寄町	8.3%
陸別町	8.6%
浦幌町	20.3%
釧路町	2.9%
厚岸町	6.0%
浜中町	20.3%
標茶町	11.0%
弟子屈町	10.3%
鶴居村	37.7%
白糠町	5.0%
別海町	25.8%
中標津町	8.5%
標津町	13.6%
羅臼町	60.0%

北海道 3.3%

青森県

市町村名	浄化槽
青森市	3.3%
弘前市	0.9%
八戸市	12.2%
黒石市	9.0%
五所川原市	24.1%
十和田市	6.2%
三沢市	5.8%
むつ市	26.3%
つがる市	6.1%
平川市	0.7%
平内町	4.7%
今別町	27.8%
蓬田村	76.8%
外ヶ浜町	8.0%
郷ヶ浜町	8.5%
深津町	37.7%

市町村名	浄化槽
西目屋村	0.0%
藤崎町	1.5%
大勝町	22.6%
田舎館村	0.9%
板柳町	2.8%
鶴田町	1.4%
中泊町	7.9%
野辺地町	75.0%
七戸町	43.8%
六戸町	20.6%
横濱町	39.3%
東北町	34.6%
六ヶ所村	3.5%
はいらせ町	22.2%
大間町	10.0%
東涌町	13.4%
風間浦村	36.2%
佐井村	5.2%
三戸町	18.0%
五戸町	15.6%
田子町	65.9%
南部町	20.7%
階上町	27.6%
新郷村	8.2%

青森県 10.8%

岩手県

市町村名	浄化槽
盛岡市	4.4%
宮古市	15.5%
大船渡市	29.3%
花巻市	10.8%
北上市	8.1%
久慈市	14.6%
遠野市	26.6%
一関市	26.8%
陸前高田市	36.6%
釜石市	8.1%
二戸市	18.4%
八幡平市	18.7%
奥州市	17.6%
滝沢市	19.1%
雫石町	15.1%
巻卷町	30.1%
岩手町	25.2%
紫波町	13.3%
矢巾町	2.1%
西和賀町	16.5%
金ヶ崎町	6.2%
平泉町	23.3%
住田町	25.5%
大槌町	6.8%
山田町	15.4%
岩泉町	25.9%
田野畑村	19.6%
普代村	36.3%
軽米町	26.0%
野田村	4.3%
九戸村	27.2%
洋野町	24.6%
一戸町	15.3%

岩手県 14.1%

宮城県

市町村名	浄化槽
仙台市	0.5%
石巻市	9.4%
塩竈市	0.2%
気仙沼市	41.9%
白石市	19.6%
名取市	4.5%
角田市	18.4%
多賀城市	0.0%
岩沼市	3.1%
登米市	16.2%
栗原市	23.4%
東松島市	6.4%
大崎市	20.7%
富谷市	2.4%
蔵王町	29.2%
七ヶ宿町	4.6%
大河原町	2.7%
村田町	19.5%
柴田町	12.2%
川崎町	22.4%
丸森町	28.0%
亘理町	9.9%
山元町	18.1%
松島町	19.3%
七ヶ浜町	0.1%
利府町	2.2%
大和町	7.2%
大郷町	27.0%
大衡村	29.7%
色麻村	18.2%
加美町	14.9%
涌谷町	11.6%
美里町	8.2%

市町村名	浄化槽
女川町	9.5%
南三陸町	68.5%

宮城県 7.1%

秋田県

市町村名	浄化槽
秋田市	1.5%
能代市	22.9%
横手市	22.1%
大館市	11.1%
男鹿市	4.5%
湯沢市	25.2%
鷹角市	15.0%
由利本荘市	16.5%
湯上市	1.1%
大仙市	17.0%
北秋田市	12.0%
にかほ市	1.4%
仙北市	23.2%
小坂町	14.5%
小阿仁村	12.0%
藤里町	13.1%
三種町	9.6%
八峰町	1.5%
五城目町	8.9%
八郎潟町	0.3%
井川町	2.9%
大湯村	0.0%
美郷町	49.7%
羽後町	17.5%
東成瀬村	87.3%

秋田県 11.6%

山形県

市町村名	浄化槽
山形市	0.1%
米沢市	24.2%
鶴岡市	2.3%
酒田市	3.4%
新庄市	19.2%
寒河江市	12.2%
上山市	8.4%
村山市	5.1%
長井市	19.3%
天童市	0.6%
東根市	4.2%
尾花沢市	39.4%
南陽市	19.0%
山辺町	1.3%
中山町	0.1%
河北町	2.7%
西川町	26.9%
朝日町	71.2%
大江町	28.3%
大石田町	3.9%
金山町	29.5%
最上町	36.9%
舟形町	3.7%
真室川町	43.4%
大蔵村	27.4%
鮎川村	30.3%
戸沢村	23.6%
高島町	12.2%
川西町	33.9%
小国町	16.9%
白鷹町	19.4%
飯豊町	14.7%
三川町	0.6%
庄内町	1.5%
遊佐町	4.0%

山形県 8.6%

福島県

市町村名	浄化槽
福島市	21.9%
会津若松市	13.5%
郡山市	14.6%
いわき市	35.3%
白河市	14.5%
須賀川市	16.0%
喜多方市	24.4%
相馬市	17.6%
二本松市	48.7%
田村市	45.5%
南相馬市	26.4%
伊達市	28.0%
本宮市	32.6%
桑折町	30.1%
国見町	22.7%
川俣町	73.9%
大玉村	44.8%
鏡石町	6.7%
天栄村	28.0%
下郷町	38.5%
檜枝岐村	0.0%
只見町	17.4%
南会津町	20.4%

表 1-6 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)
(令和 7(2025)年 8 月 22 日公表資料 資料 2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
北塩原村	3.3%	那須塩原市	21.0%	伊奈町	13.3%	東村山市	0.0%
西会津町	19.5%	さくら市	30.8%	三芳町	1.9%	国分寺市	0.0%
軽井町	1.4%	那須烏山市	48.8%	毛呂山町	22.6%	国立市	0.0%
猪苗代町	14.1%	下野市	6.7%	越生町	21.9%	福生市	0.0%
会津坂下町	27.4%	上三川町	1.2%	滑川町	27.6%	狛江市	0.0%
湯川村	0.0%	益子町	45.5%	嵐山町	23.6%	東大和市	0.0%
柳津町	9.6%	茂木町	46.3%	小川町	15.3%	清瀬市	0.0%
三島町	57.3%	市貝町	59.4%	川島町	35.1%	東久留米市	0.0%
金山町	63.5%	芳賀町	51.5%	吉見町	24.0%	武蔵村山市	0.0%
昭和村	3.3%	壬生町	6.7%	鳩山町	14.9%	多摩市	0.0%
会津美里町	15.5%	野木町	16.4%	ときがわ町	79.0%	稲城市	0.5%
西郷村	6.9%	塩谷町	51.9%	横瀬町	41.8%	羽村市	0.0%
泉崎村	5.9%	高根沢町	19.7%	皆野町	22.2%	あきる野市	2.2%
中島村	28.5%	那須町	72.9%	長瀬町	16.8%	西東京市	0.0%
矢吹町	15.6%	那珂川町	51.3%	小栗野町	82.4%	瑞穂町	1.4%
榎倉町	34.7%			東秩父村	58.4%	日の出町	0.0%
安努町	55.1%	栃木県	16.4%	美里町	27.8%	檜原村	4.9%
盛町	32.8%			神川町	69.0%	奥多摩町	6.4%
鮫川村	67.8%	群馬県		上里町	60.6%	大島町	65.0%
石川町	75.0%	市町村名	浄化槽	寄居町	43.8%	利島村	94.4%
玉川村	35.6%	前橋市	14.4%	宮代町	15.4%	新島村	7.5%
平田村	36.2%	高崎市	11.5%	杉戸町	16.4%	神津島村	4.3%
浅川町	23.8%	桐生市	6.5%	松伏町	15.0%	三宅村	40.6%
古殿町	26.8%	伊勢崎市	28.8%			御蔵島村	81.5%
三春町	32.7%	太田市	26.6%	埼玉県	9.3%	八丈町	46.2%
小野町	58.6%	沼田市	20.0%	千葉県		青ヶ島村	100.0%
広野町	19.4%	館林市	32.2%	市町村名	浄化槽	小笠原村	9.0%
楢葉町	12.1%	渋川市	12.6%	千葉市	0.8%		
富岡町	21.1%	藤岡市	42.6%	銚子市	8.6%	東京都	0.2%
川内村	34.5%	富岡市	37.7%	市川市	11.2%	神奈川県	
大熊町	2.2%	安中市	35.6%	船橋市	5.8%	市町村名	浄化槽
双葉町	13.7%	みどり市	38.3%	船山市	39.4%	横浜市	0.0%
浪江町	37.7%	榛東村	15.4%	館山市	34.9%	川崎市	0.1%
葛尾村	66.3%	吉岡町	18.1%	大更津市	8.0%	相模原市	1.1%
新地町	30.1%	上野村	97.2%	松戸市	12.1%	相模原市	0.7%
飯館村	47.4%	神流町	54.9%	野田市	40.2%	横須賀市	0.5%
		下仁田町	54.7%	茂原市	15.3%	平塚市	0.5%
福島県	24.8%	南牧村	39.6%	成田市	4.1%	鎌倉市	0.8%
		甘楽町	15.3%	佐倉市	33.1%	藤沢市	5.8%
茨城県		中之条町	8.6%	東金市	50.9%	小田原市	2.4%
市町村名	浄化槽	長野原町	24.0%	旭市	3.9%	茅ヶ崎市	0.0%
水戸市	9.8%	碓氷町	14.0%	習志野市	4.3%	逗子市	32.5%
日立市	1.1%	草津町	37.4%	柏市	62.1%	三浦市	9.5%
土浦市	5.8%	高山村	44.4%	勝浦市	15.1%	麁野市	5.2%
古河市	22.4%	東吾妻町	27.8%	市原市	3.4%	厚木市	2.1%
石岡市	19.3%	片品村	7.3%	流山市	5.7%	大和市	11.1%
結城市	9.3%	川場村	23.3%	八千代市	8.6%	伊勢原市	2.9%
龍ヶ崎町	34.1%	昭和村	32.3%	我孫子市	56.2%	海老名市	0.8%
下妻市	46.2%	みなかみ町	1.8%	鴨川市	15.4%	厚木市	12.5%
常総市	25.3%	玉村町	64.8%	鎌ヶ谷市	15.5%	足利市	0.9%
常陸太田市	4.4%	板倉町	23.6%	君津市	53.1%	綾瀬市	12.1%
高萩市	56.4%	明和町	26.8%	富津市	0.1%	葉山町	1.7%
北茨城市	29.6%	千代田町	47.2%	浦安市	10.5%	寒川町	3.7%
笠間市	12.2%	大泉町	31.8%	四街道市	17.2%	大磯町	1.9%
取手市	7.6%	邑楽町	21.7%	袖ヶ浦市	51.9%	二宮町	3.0%
牛久市	23.5%			八街市	16.1%	中井町	4.7%
つくば市	29.1%	埼玉県		印西市	14.9%	大井町	5.3%
ひたちなか市	9.2%	市町村名	浄化槽	白井市	54.9%	松山町	14.1%
鹿嶋市	0.0%	さいたま市	8.7%	富里市	56.6%	山北町	15.4%
潮来市	30.4%	川越市	24.9%	南房総市	29.2%	開成町	14.9%
守谷市	16.5%	川口市	7.5%	匝瑳市	53.1%	箱根町	6.0%
常陸大宮市	22.8%	行田市	30.0%	いすみ市	25.0%	真鶴町	5.7%
那珂市	12.9%	秩父市	1.3%	大網白里市	5.1%	湯河原町	5.7%
那珂市	35.1%	所沢市	17.7%	酒々井町	7.7%	滑川村	1.7%
猪苗代町	26.2%	飯能市	17.8%	栄町	76.1%		
結城市	42.6%	加須市	27.0%	神崎町	44.5%	神奈川県	1.3%
龍ヶ崎町	53.8%	本庄市	44.3%	多古町	51.6%	新潟県	
利根町	4.4%	東松山市	4.7%	東庄町	55.0%	市町村名	浄化槽
利根町	30.3%	春日部市	1.0%	九十九里町	18.7%	新潟市	2.6%
茨城町	36.6%	狭山市	55.4%	芝山町	54.6%	長岡市	1.7%
大洗町	21.9%	羽生市	9.1%	横芝光町	67.7%	三条市	25.0%
大子町	10.4%	鴻巣市	63.7%	一宮町	46.3%	柏崎市	5.9%
東海村	3.3%	深谷市	47.5%	長瀬町	42.0%	新発田市	8.7%
大子町	62.8%	上尾市	60.8%	長南町	45.4%	小千谷市	3.9%
美浦村	19.4%	蓮田市	7.1%	大多喜町	68.9%	加茂市	7.0%
阿見町	37.9%	蕨市	0.7%	御宿町	40.4%	十日町市	4.8%
河内町	24.1%	戸田市	3.6%	裾野町	7.7%	見附市	1.2%
八千代町	0.4%	入間市	0.3%	神埼町	44.5%	村上市	1.0%
五霞町	6.8%	朝霞市	0.1%	多古町	51.6%	燕市	15.5%
利根町	7.0%	志木市	1.7%	東庄町	18.7%	糸魚川市	7.1%
		新座市	1.1%	芝山町	54.6%	妙高市	5.9%
茨城県	17.6%	桶川市	14.1%	横芝光町	67.7%	五泉市	16.9%
		久喜市	14.5%	浅沢町	63.7%	上越市	8.5%
栃木県		北本市	6.1%	長生村	46.3%	阿賀野市	1.7%
市町村名	浄化槽	八潮市	10.9%	白子町	47.5%	佐渡市	12.5%
宇都宮市	6.2%	富士見市	0.7%	長南町	42.0%	魚沼市	0.7%
足利市	12.4%	三郷市	4.1%	大多喜町	45.4%	南魚沼市	4.4%
栃木市	14.1%	蓮田市	7.4%	御宿町	68.9%	胎内市	0.8%
佐野市	11.7%	坂戸市	19.5%	裾野町	7.7%	聖籠町	0.2%
鹿沼市	21.7%	幸手市	31.4%	神埼町	44.5%	弥彦村	0.1%
日光市	19.4%	鶴ヶ島市	24.1%	多古町	51.6%	田上町	28.3%
小山市	15.5%	吉川市	6.5%	九十九里町	18.7%	阿賀町	7.7%
大田原市	21.8%	ふじみ野市	2.3%	横芝光町	67.7%	出雲崎町	8.8%
矢板市	34.2%	白岡市	8.8%	浅沢町	63.7%	湯沢町	18.6%
				長南町	42.0%	津南町	3.1%
				大多喜町	45.4%	刈羽村	74.7%
				御宿町	68.9%	関川村	6.4%
				裾野町	7.7%	粟島浦村	0.0%
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%		
				裾野町	7.7%		
				神埼町	44.5%		
				多古町	51.6%		
				九十九里町	18.7%		
				横芝光町	67.7%		
				浅沢町	63.7%		
				長生村	46.3%		
				白子町	47.5%		
				長南町	42.0%		
				大多喜町	45.4%		
				御宿町	68.9%	</	

表 1-6 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)
(令和 7(2025)年 8 月 22 日公表資料 資料 2-2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 6 年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
安芸市	40.2%	佐賀市	7.7%	大分市	16.6%	始良市	81.3%
南国市	42.3%	唐津市	7.9%	別府市	16.5%	三島村	100.0%
土佐市	83.4%	島橋市	0.2%	中津市	32.7%	十島村	96.2%
須崎市	43.5%	多久市	24.6%	日田市	12.2%	さつま町	67.5%
宿毛市	46.6%	伊万里市	17.4%	佐伯市	33.2%	長島町	82.2%
土佐清水市	72.5%	武雄市	47.8%	臼杵市	22.3%	湧水町	64.4%
四万十市	62.0%	鹿島市	23.0%	津久見市	17.1%	大崎町	56.0%
香南市	53.2%	小城市	26.1%	竹田市	48.9%	東串良町	78.8%
香美市	19.8%	鶴野市	17.9%	豊後高田市	29.2%	鏡江町	64.6%
東洋町	14.4%	神埼市	37.3%	杵築市	21.0%	南大隅町	53.1%
宗半利町	56.8%	吉野ヶ里町	2.2%	宇佐市	32.0%	肝付町	74.5%
田野町	71.4%	基山町	15.4%	豊後大野市	60.9%	中種子町	56.7%
安田町	32.5%	上峰町	0.7%	田布市	78.1%	南種子町	68.4%
北川村	64.5%	みやき町	33.6%	国東市	18.6%	屋久島町	88.6%
馬路村	82.4%	玄海町	14.8%	姫島村	0.0%	大和村	4.4%
芸西村	7.1%	有田町	31.9%	日出町	18.2%	宇検村	10.3%
本山町	55.8%	大町町	63.5%	九重町	70.1%	瀬戸内町	39.2%
大豊町	48.4%	江北町	4.7%	玖珠町	65.1%	龍郷町	83.8%
土佐町	14.9%	白石町	32.3%			喜界町	9.2%
大川村	78.7%	太良町	48.9%	大分県	24.6%	徳之島町	46.3%
いの町	69.6%					天城町	60.3%
仁淀川町	53.1%	佐賀県	16.3%	宮崎県		伊仙町	61.3%
中土佐町	48.2%					和泊町	6.5%
佐川町	68.1%	長崎県				知名町	10.9%
越知町	12.9%	市町村名	浄化槽	宮崎市	4.6%	与論町	42.3%
播原町	34.8%	長崎市	1.8%	那城市	40.5%		
日高村	63.2%	佐世保市	19.2%	延岡市	12.3%	鹿児島県	39.7%
津野町	94.8%	島原市	57.2%	日南市	26.2%		
四万十町	65.6%	諫早市	13.6%	小林市	42.2%	沖縄県	
大月町	71.0%	大村市	2.4%	日向市	23.1%	市町村名	浄化槽
三原村	30.7%	平戸市	45.3%	串間市	50.2%	那覇市	0.4%
黒潮町	54.2%	松浦市	23.7%	西都市	27.7%	宜野湾市	2.7%
		対馬市	44.1%	えびの市	76.4%	石垣市	17.7%
高知県	33.9%	壱岐市	29.4%	三股町	32.7%	浦添市	0.7%
		五島市	51.4%	高原町	62.4%	名護市	9.1%
福岡県		西海市	29.5%	国富町	28.6%	糸満市	22.0%
市町村名	浄化槽	雲仙市	26.6%	綾町	27.7%	沖縄市	0.2%
北九州市	0.0%	南島原市	39.3%	高鍋町	29.6%	豊見城市	9.8%
福岡市	0.0%	長与町	0.3%	新富町	71.8%	うるま市	17.0%
大牟田市	12.1%	時津町	2.7%	西米良村	41.7%	宮古島市	33.4%
久留米市	7.0%	東彼杵町	32.5%	木城町	18.1%	南城市	16.2%
直方市	33.3%	川棚町	20.3%	川南町	42.2%	国頭村	31.5%
飯塚市	37.1%	波佐良町	28.5%	都農町	59.3%	大宜味村	53.9%
田川市	66.7%	小値賀町	2.1%	門川町	78.9%	東村	25.2%
柳川市	62.2%	佐々町	5.6%	諸塚村	78.8%	今帰仁村	45.0%
八女市	45.9%	新上五島町	42.0%	椎葉村	88.6%	本部町	14.2%
筑後市	40.2%			美郷町	56.1%	恩納村	25.8%
大川市	56.1%	熊本県		高千穂町	58.8%	宜野座村	1.3%
行橋市	43.4%	市町村名	浄化槽	日之影町	65.6%	金武町	6.4%
豊前市	36.7%	熊本市	6.5%	五ヶ瀬町	73.1%	伊江村	94.5%
中間市	5.9%	八代市	23.6%	宮崎県	24.0%	蔵谷村	41.3%
小郡市	1.3%	人吉市	12.1%	鹿児島県		嘉手納町	0.0%
筑紫野市	1.0%	荒尾市	11.6%	市町村名	浄化槽	北谷町	0.8%
春日市	0.0%	水原市	26.8%	鹿児島市	15.2%	北中城村	8.7%
大野城市	0.0%	玉名市	19.2%	鹿屋市	60.7%	中城村	26.7%
宗像市	0.4%	山鹿市	10.7%	枕崎市	16.4%	西原町	31.7%
太宰府市	0.1%	福津市	15.5%	阿久根市	70.7%	与那原町	0.0%
古賀市	7.3%	福津市	0.1%	出水市	24.4%	南風原町	12.8%
福津市	0.1%	うきは市	4.3%	指宿市	47.6%	渡嘉敷村	35.1%
宮若市	41.0%	宮若市	41.0%	西之表市	73.4%	座間味村	0.0%
嘉麻市	48.1%	嘉麻市	48.1%	垂水市	63.9%	栗国村	0.0%
朝倉市	18.7%	朝倉市	18.7%	薩摩川内市	63.8%	渡名喜村	0.0%
みやま市	57.5%	みやま市	57.5%	日置市	39.4%	南大東村	9.5%
糸島市	18.1%	糸島市	18.1%	曾於市	63.8%	北大東村	66.7%
那珂川市	0.9%	那珂川市	0.9%	霧島市	52.6%	伊平屋村	1.7%
宇美町	5.3%	宇美町	5.3%	いちき串木野市	45.2%	伊是名村	0.0%
篠栗町	1.5%	篠栗町	1.5%	南さつま市	65.7%	久米島町	4.3%
志免町	0.0%	志免町	0.0%	志布志市	60.0%	八重瀬町	50.8%
須恵町	7.0%	須恵町	7.0%	奄美市	3.5%	多良間村	29.7%
新宮町	11.7%	新宮町	11.7%	南九州市	61.1%	竹富町	25.2%
久山町	0.8%	久山町	0.8%	伊佐市	59.3%	与那国町	10.1%
粕屋町	0.7%	粕屋町	0.7%			沖縄県	11.2%
芦屋町	0.0%	芦屋町	0.0%				
水巻町	1.2%	水巻町	1.2%				
岡垣町	1.4%	岡垣町	1.4%				
遠賀町	4.8%	遠賀町	4.8%				
小竹町	25.3%	小竹町	25.3%				
鞍手町	16.1%	鞍手町	16.1%				
桂川町	45.3%	桂川町	45.3%				
筑前町	0.6%	筑前町	0.6%				
東峰村	75.3%	東峰村	75.3%				
大刀洗町	0.1%	大刀洗町	0.1%				
大木町	85.9%	大木町	85.9%				
広川町	39.9%	広川町	39.9%				
香春町	76.3%	香春町	76.3%				
添田町	48.4%	添田町	48.4%				
采田町	45.7%	采田町	45.7%				
川崎町	27.7%	川崎町	27.7%				
大任町	51.0%	大任町	51.0%				
赤村	67.5%	赤村	67.5%				
福智町	49.8%	福智町	49.8%				
苅田町	34.9%	苅田町	34.9%				
みやこ町	59.3%	みやこ町	59.3%				
吉富町	26.0%	吉富町	26.0%				
上毛町	65.7%	上毛町	65.7%				
鏡上町	11.2%	鏡上町	11.2%				
福岡県	9.1%						
		熊本県	15.3%				

注) ・市町村名表記は、令和 7 年 3 月 31 日現在のものである。

1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況等の現状調査を目的として、都道府県を通じて、全国の地方公共団体を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行った。

1.3.1 調査方法

(1) 調査票

調査票は、都道府県用及び市区町村用の2種類を作成した。

(2) 実施時期

本調査は、以下の流れで実施した。

調査開始 : 令和7(2025)年7月2日(水)

回答期日 : 市区町村 令和7(2025)年8月29日(金)

都道府県 令和7(2025)年10月17日(金)

全件回収 : 令和8(2026)年12月12日(金)

公表 : 令和8(2026)年2月20日(金)

(3) 調査対象

全国の都道府県及び市区町村を対象とした。

(4) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-7 指導普及調査の調査項目一覧(令和7(2025)年度)

No.	設問
1	浄化槽行政組織
2	浄化槽行政担当職員数
3	浄化槽新設基数
4	浄化槽設置基数
5	浄化槽廃止基数
6	行政処分等の件数及び根拠
7	浄化槽関係業者数
8	浄化槽法第7条検査関係
9	浄化槽法第11条検査関係
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果

No.	設問
12	国庫助成による浄化槽整備実績
19	浄化槽台帳の整備及び活用の状況
20	浄化槽の保守点検・清掃の実施状況
21	地方公共団体が所有する浄化槽の状況
22	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況
23	協議会等の整備状況
24	災害時等における協定締結状況
25	一括契約(浄化槽設置工事、保守点検、清掃、法定検査等)の実施状況
26	浄化槽処理促進区域の指定状況
27	放流水域に対する規制について
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由

注釈)今年度の調査対象外の設問もシステム上で登録されていることから、No.11, 13-18 は表からは抜けている。

1.3.2 自治体向け資料

Web を用いた調査を実施するにあたり、自治体が円滑に回答・提出できることを目的に、自治体向け説明資料を作成し、メールにて資料を送付した。作成した資料の構成は以下の通りであり、そのうち都道府県向けの操作画面資料を次頁以降に示した。

【自治体向け資料の構成】

1. 共通資料 調査内容編
 - ① 調査対象
 - ② 調査の流れ
 - ③ スケジュール
2. 共通資料 システム編
 - ① システム利用の推奨環境
 - ② ログイン/ログアウト
 - ③ パスワード変更
 - ④ よくある質問
3. システム画面操作方法(都道府県向け、市区町村向け)

調査内容・システム画面操作方法

浄化槽の指導普及に関する調査

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ

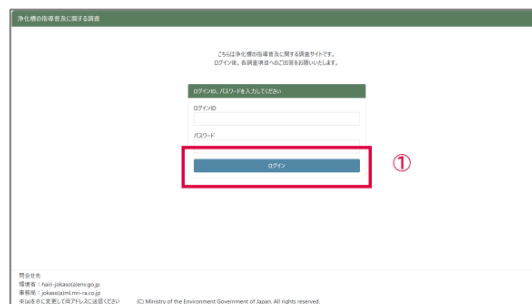
2025/7

システム画面操作方法 都道府県向け

ログイン／ログアウト

ログイン

- 以下のURLをコピーし、ブラウザのアドレスバーにペーストしてアクセスすると、右のログイン画面が表示されます。
 - <https://r7-johkasou-sidouhukyu.azurewebsites.net/>
 - 別途送付資料に記載のログインID／とパスワードを入力し、「ログイン」ボタン【①】を押してください。



ログアウト

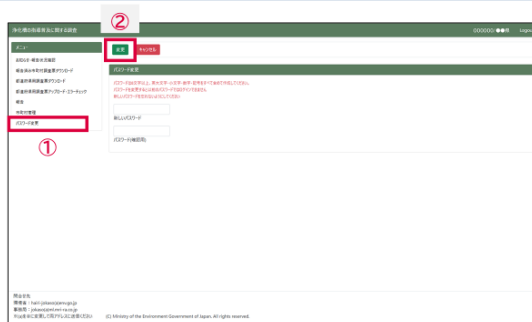
- ログアウトしたい場合には、ログイン後の画面右上にある「Logout」ボタン【②】を押すか、ブラウザを閉じてください。

※キャプチャは都道府県がログインした時の画面です。左側のメニュー内の文言は異なりますが、都道府県画面、市町村画面ともにログアウトボタンの場所は変わりません。



パスワード変更

- 左側の「メニュー」にある「パスワード変更」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 初期パスワードから変更するためには、新しいパスワードを入力の上、上部にある「変更」ボタン【②】を押してください。
- 以下の画面が表示されますので、問題なければ「OK」ボタンを押してください。



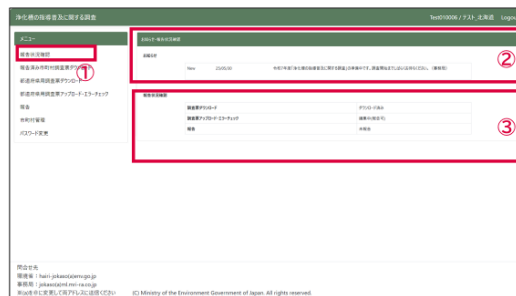
※キャプチャは都道府県がログインした時の画面です。左側のメニュー内の文言は異なりますが、都道府県画面、市町村画面ともにパスワードの変更方法は変わりません。



- パスワードを変更すると、以前のパスワードでログインできません。新しいパスワードを忘れないよう、ご注意ください。
- パスワードを忘れてしまった場合には、事務局までご連絡ください。

お知らせ・報告状況確認

- 左側の「メニュー」にある「お知らせ・報告状況確認」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- この画面では、以下の確認ができます。
 - 環境省または事務局からの調査に関するお知らせ【②】
 - 調査票のステータス(ダウンロードが終わっているか、調査票のアップロードが終わっているか、報告が完了しているか)【③】



- このページで、調査票のダウンロードやアップロード等はできませんのでご注意ください。
- 調査票のダウンロードやアップロードを行いたい場合は、次スライド以降をご覧ください。

報告済み市区町村調査票ダウンロード

- 左側の「メニュー」にある「報告済み市区町村調査票ダウンロード」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- ☁️ アイコン【②】をクリックすると、市区町村の記入済み調査票のダウンロードができます。



都道府県調査票のダウンロード・保存

調査票のダウンロード

- 左側の「メニュー」にある「都道府県用調査票ダウンロード」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 「集計日」は、報告済み市区町村の調査票を集計した日です。
- ☁️ アイコン【②】を押すと、都道府県用の調査票がダウンロードできます。



調査票の保存

- ダウンロードした調査票は、エクスプローラーの「ダウンロード」フォルダに格納されますので、必要に応じて任意のフォルダに移動、保存してください。



- 市区町村からの報告が出揃うまでは、貴都道府県単独で回答できる設問のみ回答をご準備ください。
- 市区町村の報告内容の転記は機能リリース以降毎日実施されます。全市区町村が出揃った後にダウンロードした調査票に、貴都道府県でご準備した回答を転記ください。

都道府県用の記入済み調査票のアップロード

- 左側の「メニュー」にある「都道府県用調査票アップロード・エラーチェック」ボタン【①】を押してください。
- 「ファイルを選択」ボタン【②】を押し、対象のファイルを選び、「アップロード」ボタン【③】を押してください。
- アップロードファイル名が表示されます【④】ので、問題なければ、画面上の「保存・エラーチェック」ボタン【⑤】を押してください。
- 画面に「調査アップロード履歴」が表示されます【⑥】。
- 画面の見方は次スライドをご覧ください。



- 調査票は何度もアップロードできますが、アップロードをすると既存データが上書きされますので、ご注意ください。

エラーチェック／記入済み調査票のダウンロード

「調査票アップロード履歴」の見方(⑦)

- 2種類のファイルがダウンロードできます。
 - ①「ファイル名」列の青文字…これまでアップロードした記入済み調査票
 - ②「審査結果」列の青文字…システムチェックの結果ファイル

エラーチェックの結果を確認・修正

- 「審査結果」列で「システムチェックエラーあり」とある場合、修正事項があります。
- 「システムエラーチェックあり」の青文字【⑧】を押すと、エラーの詳細が記載されたファイルがダウンロードされます。
- エラーの内容を確認し、同じ集計日の記入済み調査票ファイル(右図の「File0001.xlsx」の部分)【⑨】をダウンロードし、修正してください。
- 修正が終わったら、前スライドを参照の上、再度調査票をアップロードし、「審査結果」を確認してください。
- **最新の集計日で「システムチェックエラーなし」と表示されるまで、エラーチェック、調査票の修正、再アップロードを繰り返します。「システムチェックエラーなし」となり、報告に進む場合は、次スライドをご参照ください。**

ファイル名	集計日	審査結果
File0001.xlsx	2024/08/27	システムチェックエラーあり
File0002.xlsx	2024/08/26	システムチェックエラーあり
File0003.xlsx	2024/08/25	システムチェックエラーなし
File0004.xlsx	2024/08/24	システムチェックエラーあり
File0005.xlsx	2024/08/23	システムチェックエラーなし

記入済み調査票の報告

- 左側の「メニュー」にある「報告」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- 画面上にある「報告」ボタン【②】を押すと、下の画面が表示されます。

報告処理を行うと編集できなくなりますが
本当によろしいでしょうか？

- 問題なければ「OK」ボタンを押してください。これで調査票の報告は完了です。
- 問題がある場合には「キャンセル」ボタンを押して、調査票の修正等を行ってください。



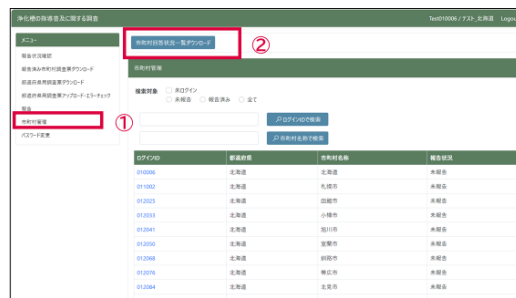
- 報告は1度だけできます。報告後は調査票の編集ができなくなりますので、ご注意ください。
- 記入済み調査票がアップロードされていない場合、上部にある「報告」ボタンが無効化(灰色)になります。その場合は、調査票のアップロードから再度やり直しをお願いいたします。
- 報告済調査票の回答を修正したい場合は差し戻しが必要となります。市町村の回答を差し戻したい場合は都道府県へご連絡ください。都道府県の回答を差し戻したい場合は、事務局へご連絡ください。

市町村管理 1/4

- 左側の「メニュー」にある「市町村管理」ボタン【①】を押すと、右の画面が出てきます。
- この画面では、各市区町村の調査票の報告状況を確認することができます。各市区町村の進捗を定期的に把握いただき、必要に応じて適宜市区町村に状況をご確認ください。

全市区町村の状況を確認したい

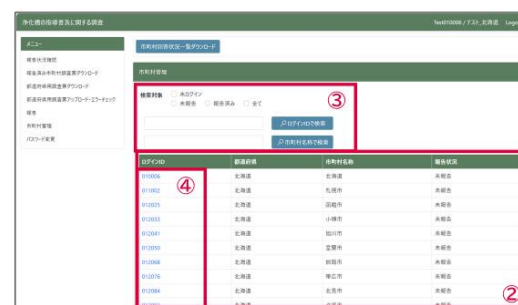
- 全市区町村の実施状況を一覧で確認したい場合は、「市町村一覧ダウンロード」ボタン【②】を押してください。
- 全市区町村の状況を記載したエクセルファイルがダウンロードされますので、そちらでご確認ください。



市町村管理 2/4

特定の市区町村の状況を確認したい

- 特定の市区町村の状況を確認したい場合、以下2つの方法があります。
 - ✓ 一覧から探す方法【②】
 - ✓ 検索窓から探す方法【③】があります。検索窓にある、検索対象(未ログイン/未報告/報告済み/全て)にチェックを入れるか、ログインIDまたは市区町村名を入力し、検索ボタンを押すことで、一覧に表示される市区町村が絞り込まれます。
- 一覧にある青文字のログインID【④】を押すと、各市区町村の詳細情報が確認できます。【⑤】
- 市区町村の詳細ページから一覧ページに戻りたい場合は、「一覧に戻る」ボタン【⑥】を押してください。



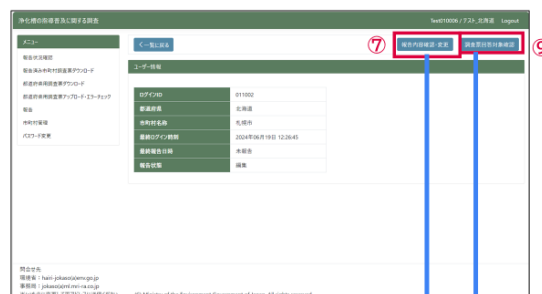
↓ ⑤画面変化



市町村管理 3/4

ユーザー情報画面の見方

- この画面では、市区町村別の詳細情報が確認できます。
- 右上の「報告内容確認・変更」ボタン【⑦】を押すと、別画面が表示され【⑧】、「調査票のダウンロード」、「調査票のアップロード」、「報告」の各実施状況が確認できます。
市区町村がログインや調査票のダウンロード等をできない場合は、⑧の画面から代理で操作してください。
- 右上の「調査票回答対象確認」ボタン【⑨】を押すと、調査票の各シートの回答設定(回答が必要か否か)が確認できます【⑩】。前の画面に戻りたいときは、「ユーザー情報に戻る」ボタン【⑪】を押してください。



⑧別画面で表示

⑩画面変化



市町村管理 4/4

パスワードリセット

- 市町村が自身で設定したパスワードを忘れる等してログインできなくなった際に、都道府県にて、初期のパスワードに強制変更できる機能です。
- ボタン【⑫】を押すと、ポップアップで「初期パスワードにリセットします。本当によろしいでしょうか?」と表示されるので、OKを選択ください。
- パスワードをリセットした後、電話・メールなどで市町村にお伝えください。



報告状態変更

- 市町村が都道府県に調査票を提出(報告)した後、調査票回答の修正が必要になった場合に、報告状態から編集状態に強制的に変更(差し戻し)できる機能です。なお、複数市町村の回答を一括して差し戻したり、状態変更することはできませんので、ご了承ください。
- 報告状態ボタンでは、エラーチェックが残っている状態で編集状態から報告状態に強制変更することも可能です。この場合、エラーが解消されないまま都道府県調査票に集約・転記されることとなりますので、お取り扱いには十分ご注意ください。
- ボタン【⑬】を押すと、ポップアップで、「報告状態を「報告済み」から「未報告」に変更します。よろしいでしょうか?」と表示されるので、OKを選択ください。

1.3.3 集計結果

公表用 Excel ファイルのほか、PDF 形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

1.4 調査票の作成・集計及び進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られない等、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行い、疑義解消の進め方について相談しながら都道府県担当者とのやり取りを進めた。令和 8(2026)年 1 月 19 日(水)時点で、全都道府県の疑義照会を終了した。

1.5 過年度調査結果との比較分析

本業務では、Web のシステム内で、過年度調査結果との比較分析、回答内容や合計値の整合性の確認、調査票設問間の回答の整合性の確認等を行った。昨年度に引き続き、今年度も Web を用いた調査とし、都道府県と市区町村が調査票を Web システムにアップロードした際に、回答内容に疑義が生じていた場合には疑義を記載したエラーチェック結果一覧をその場でダウンロードできるようにした。エラーチェック結果の確認対象は、回答対象シートで回答が必要な全セルである。エラーチェックのチェック種別を下表に示した。

表 1-8 エラーチェック種別

No.	エラーチェック種別
1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー
2	記入・選択されている場合エラー
3	いずれか 1 つは記入されていない場合エラー
4	複数記入されている場合エラー
5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー
6	項目間の値が一致しない場合エラー
7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー
8	小数・エラー値の場合エラー
9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)

調査票の各設問のエラーチェックの内容を以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-9 各設問のエラーチェックの内容

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
1、2	浄化槽行政組織、浄化槽行政担当職員数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	所在地、部(局)、課(室) FAX、メールアドレス 職員数タテヨコ合計
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	連絡先電話番号等に適用
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	職員数と指導員数の大小関係
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	職員数合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	職員数に適用
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・職員数の合計が前回回答との乖離が5より小さい、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
3	浄化槽新設基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て
4(1)①	浄化槽設置基数(旧構造基準適用)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・単独処理浄化槽が前回回答以下、もしくは乖離理由が項目28に記載されている ・種類別の合併浄化槽基数の合計値について、前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている(基準値参照先は4.(1))
4(1)②	浄化槽設置基数(新構造基準適用)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		8	小数・エラー値の場合エラー	回答フィールド全て
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・単独処理浄化槽が前回回答以下、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている ・種類別の合併浄化槽基数の合計値について前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている(基準値参照先は 4.(3))
4(2)	浄化槽設置基数(建築用途別)	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	種類別合計に適用
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	種類別合計と内訳 人槽別の合計値と、4(1)①4(1)②の合計値
		8	小数・エラー値の場合エラー	全ての回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各建築用途別基数の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目 28 に記載されている(基準値参照先は 4.(7))
5	浄化槽休廃止基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	廃止基数のタテヨコ合計
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	(令和5年度に廃止された浄化槽基数)のタテヨコ合計値と、内訳の合計 (上記以外に廃止と判断した浄化槽基数)のタテヨコ合計値と、内訳の合計
		8	小数・エラー値の場合エラー	数値入力をする全項目に適用
6	行政処分等の件数及び根拠	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	「その他の具体的な内容」以外の全ての回答フィールド(ゼロの場合は 0 と記入を求める)
		6	項目間の値が一致しない場合エラー	「1. 行政処分の件数」と「2. 行政処分を行った根拠」の件数
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	「1. 行政処分の件数」と「2. 行政処分を行った根拠」の件数
		8	小数・エラー値の場合エラー	全ての回答フィールド

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
7	浄化槽関係業者数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	浄化槽工事業の内訳のいずれかが総数より大きい場合エラー 技術監理者設置義務対象浄化槽数より設置浄化槽数が大きい場合エラー ※保健所設置市分を控除した値になっているかは個別に確認要
		8	小数・エラー値の場合エラー	全項目に適用
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
8(1)	浄化槽法第7条検査結果	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	単独/合併別の各人槽の適正・概ね適正・不適正の合計値と、検査実施数とが一致する
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
8(1).入力シート	浄化槽法第7条検査対象基数算出	3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	①②③いずれの回答フィールドにも値がない場合エラー
9(1)	浄化槽法第11条検査結果	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての回答フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	単独/合併別の各人槽の適正・概ね適正・不適正の合計値と、検査実施数とが一致する
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
9(1).入力シート	浄化槽法第11条検査対象基数算出	3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	①②③いずれの回答フィールドにも値がない場合エラー
		6	項目間の値が一致しない場合エラー	設置基数の合計値(単独、合併、単独+合併)と、4(1)①4(1)②の合計値 人槽別の新設基数と、3の人槽別合計値 休止基数の合計値(単独、合併、単独+合併)と、5の単独・合併の休止基数
8(2)、9(2)	不適正基数	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	全ての件数入力フィールド(ゼロの場合は0と記入を求める)
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	小項目の最大値が大項目の値以内 ・8(1)の「不適正」の合計(単独、合併それぞれ)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の①②「7条」の合計(単独、合併それぞれ)よりも大きい。 ・9(1)の「不適正」の合計(単独、合併それぞれ)の数値が、8(2)、9(2)の「不適正の主な原因」の①②「11条」の合計(単独、合併それぞれ)よりも大きい。
		8	小数・エラー値の場合エラー	件数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・各項目の前回回答との乖離が基準値以内、もしくは乖離理由が項目28に記載されている
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	人槽別、検査方法別の合計値と内数の合計が一致(合計値が0以外またはnull以外の場合)
		8	小数・エラー値の場合エラー	割合以外の全ての回答フィールド

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下の場合、エラー対象から除外 ・BOD30 や 60 の検査結果の合計が前回回答より 500 以上増加していない ・BOD20 の検査結果の合計が前回回答より 500 以上減少していない
12	国庫助成による浄化槽整備実績	5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	市町村設置型/個人設置型・環境配慮による/よらない > =うち単独転換 市町村設置型/個人設置型 > =うち単独転換 うち単独転換 > =うち撤去費助成あり+うち宅内配管工事費助成あり
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	交付金合計 = 市町村設置型 + 個人設置型 市町村設置型 = 環境配慮 + 環境配慮によらない 個人設置型 = 環境配慮 + 環境配慮によらない 国庫助成による設置基数 = 循環交付金 + 地方創生 + 東日本
		8	小数・エラー値の場合エラー	全回答フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	●(前年度国庫助成による浄化槽整備実績合計)の値を前年度と比較 ・基準値以上の増減 ※基準値は別シート参照 ●宅内配管工事費 ・過年度 1 以上の数値が記入されていたが、今年度 0 が記入されている場合エラー
19	浄化槽台帳の整備状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(浄化槽台帳の有無が空欄でない場合)C~E,U~X 列 (F 列が「有」の場合)L,M,N,O,P,Q,S 列 (法第 49 条第 1 項に係る権限が空欄でない場合)F 列
		2	記入・選択されている場合エラー	(F 列が「無」の場合)G~X 列
		3	いずれか 1 つは記入されていない場合エラー	(F 列が「有」の場合)G 列から I 列のすべてが×の場合エラー

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	Q列>=R列 S列>=T列
		8	小数・エラー値の場合エラー	L~T列
20	保守点検・清掃の実施率	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(A列に文字がある場合)B~N列
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	B列>=C列、B列>=D列、E列>=F列 H列>=I列、H列>=J列、J列>=K列
		8	小数・エラー値の場合エラー	B~F列、H~K列、M,N列
21(1)	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 合併/単独別	3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	地方公共団体名が入力されているが、合併浄化槽、単独浄化槽共に数値記載がない
		5	項目間の大小関係が正しくない場合エラー	「うち防災拠点に設置」が総数より大きい(全浄化槽、合併、単独、いずれも)
		7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	全浄化槽=合併+単独、でない場合エラー 防災拠点:全浄化槽=合併+単独、でない場合エラー
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	都道府県内の全浄化槽で前回回答より1000基大きい場合エラー 都道府県内の単独処理浄化槽基数が前回回答より大きく、乖離理由記載が項目28に記載ない場合エラー 都道府県内の単独処理浄化槽基数(うち防災拠点)が前回回答より大きく、乖離理由記載が項目28に記載ない場合エラー
21(2)	地方公共団体が所有する浄化槽の状況 単独人槽別	7	項目間の合計値が指定の値と一致しない場合エラー	用途別の基数合計=人槽区分別内数の合計、でない場合エラー 21(1)の都道府県単位の単独の合計値と一致しない場合エラー
		8	小数・エラー値の場合エラー	基数入力フィールド
22	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(B列が「有り」の場合)C列
		2	記入・選択されている場合エラー	(B列が「無し」の場合)C~X列
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	(B列が「有り」の場合)D~Y列がすべて未入力の場合エラー

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
23	協議会等の整備状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D列 (C列が「追加」またはD列に記入ありの場合)E～L列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が未記入の場合)E～L列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ、または「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる
24	災害時等における協定締結状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「有り」の場合)D～F列
		2	記入・選択されている場合エラー	(C列が「無し」の場合)D～F列
		3	いずれか1つは記入されていない場合エラー	(C列が「有り」の場合)D～F列がすべて未入力の場合エラー
25	一括契約の実施状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D～F列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(B列に記載あり、かつD列「指定済み」の場合)E列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
27(1)	放流水域に対する規制について 規制の概要	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(D列に記載ありの場合)C列 (C列に1以上の値が記入されている場合)D列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が空欄の場合)C列

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
				(C列が空欄または「0」の場合)D列
27(2)①	放流水域に対する規制について 規制の詳細 公共用水域に放流する場合	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D列 (D列に記入あり、またはC列が「追加」の場合)E列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が空欄の場合)E列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・(「修正フラグ」が「修正」または空欄の場合)「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
27(2)②	放流水域に対する規制について 規制の詳細 農業用水路に放流する場合	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D列 (D列に記入あり、またはC列が「追加」の場合)E列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が空欄の場合)E列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・(「修正フラグ」が「修正」または空欄の場合)「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ
27(2)③	放流水域に対する規制について 規制の詳細 道路側溝に放流する場合	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D列 (D列に記入あり、またはC列が「追加」の場合)E列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が空欄の場合)E列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・(「修正フラグ」が「修正」または空欄の場合)「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ

No.	調査項目	No.	チェック種別	適用先
27(2)④	放流水域に対する規制について 規制の詳細 その他	1	「未記入」・「未選択」の場合はエラー	(C列が「追加」の場合)B, D列 (D列に記入あり、またはC列が「追加」の場合)E列
		2	記入・選択されている場合エラー	(D列が空欄の場合)E列
		9	特定の値ではない場合エラー(個別ルール)	以下に該当しない場合エラー ・自治体名が昨年回答と同じ ・(「修正フラグ」が「修正」または空欄の場合)「修正フラグ」が「修正」で各回答項目の内容のいずれかが前回回答と異なる、または「修正フラグ」が空欄で各回答項目の回答内容が前回回答と同じ

表 1-10 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-11 4(1)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-12 4(1)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	構造例示型														
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・砂ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱磷	
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-13 4(1)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	合併処理浄化槽						新構造基準浄化槽 合計
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計	
		うち窒素又は磷除去型高度処理	うち窒素及び磷除去型高度処理	うち BOD 除去型高度処理			
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

表 1-14 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 5 条、第 12 条関係)

基準値	法第 5 条 第 2 項	浄化槽法第 12 条第 1 項										浄化槽法第 12 条第 2 項						
	改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停 止命令	
		設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者		技術 管理者
	都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-15 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 7 条の 2、第 12 条の 2 関係)

基準値	管理者					
	浄化槽法第 7 条の 2			浄化槽法第 12 条の 2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-16 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第 53 条又は条例関係)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-17 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-18 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-19 7の基準値 1(浄化槽関係業者数)

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	総登録件数	内訳			浄化槽法第 35 条許可業者	うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者	廃掃法第 7 条に基づく許可業者	廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業					
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	

表 1-20 7の基準値 2(浄化槽関係業者数)

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	
保健所設置市等	—	—	—	—	—	50	50	

表 1-21 16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)

基準値	国庫助成による新設基数						
	400	市町村設置型			個人設置型		
		50	うち単独転換		500	うち単独転換	
			50	うち撤去費助成あり		100	うち撤去費助成あり
基準値	400	50	50	50	500	100	100

表 1-22 20(1)の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

基準値	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
	1,000	うち防災拠点	1,000	うち防災拠点	200	うち防災拠点
基準値	1,000	100	1,000	50	200	50

1.6 次年度調査に向けた検討

1.6.1 浄化槽等の普及状況等に関する調査

(1) エラーチェック時の課題

次年度以降のエラーチェックの効率化に向けて検討が望ましい点を以下に整理した。

- 回答を更新した自治体の報告の徹底
次年度も引き続き、自治体に調査を発出する際に、回答の修正有無および修正箇所の報告を行う必要性を周知徹底する。あわせて、報告の有無にかかわらず全回答について昨年度の報告内容からの変更点の確認(エラーチェック)を実施し、回答の確認漏れを防ぐ必要がある。

1.6.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 今年度調査の課題

次年度に向けて、調査発出に向けた準備、調査発出後の進捗管理、調査結果のとりまとめの各段階における課題を以下のように整理した。

1) 調査発出に向けた準備

- 当初スケジュールの順守
初期パスワードの変更作業(O オー)と0(ゼロ)の使用を避ける等)が追加で発生したこと、サイト挙動確認テストの進捗遅れにより、自治体のログインテストの開始日が当初スケジュールから一週間遅延した。スケジュール策定時には、タスクを確実に洗い出すとともに、トラブル発生時の対応期間も含めた計画を立てることが望ましい。また、サイト挙動テストで確認すべき項目を事前に整理し、必要な作業時間をスケジュールに十分に組み込んだ計画設計が必要である。
- WEB システムに関する改善事項
 - 自治体の回答項目を変更する際、最新版の csv ファイルを修正してアップロードしているが、誤って別のファイルを修正・アップロードしてしまうリスクがある。システムに反映されている最新の csv ファイルをダウンロードし、そのファイルを修正して再アップロードする仕組みとすることで、当該リスクを低減できる。また、全都道府県・全項目を毎回反映するのではなく、更新対象箇所のみを指定して更新できる仕組みとすることが望ましい。
 - システムログインおよび調査票ダウンロードのログは、管理者アカウントと自治体アカウントで区別されていないため、最終作業の実施者を特定できない。管理者アカウントによる作業ログと自治体アカウントによる作業ログを分けて管理できるようにし、自治体側の作業の進捗を把握できるようにする必要がある。
 - 項目 21 における地方公共団体が所有する浄化槽の基数については、項目 21(1)と項目 21(2)

の回答数が一致するよう、エラーチェックを実施する必要がある。

2) 調査発出後の進捗管理

今年度の調査期間中に事務局に届いた問合せは合計で 211 件あった。問い合わせ内容及び件数の内訳を下表に示す。特に問い合わせ件数の多かった内容は、パスワードの初期化依頼(84 件)、エラーメッセージに関する質問(49 件)、調査表の差戻し(26 件)、個別の質問(25 件)であった。これらの問い合わせ内容や調査票の回答状況を踏まえ、以下の点について改善が必要であると考えられる。

表 1-23 事務局への問合せの内容・件数

問い合わせ内容	件数
●調査全般	65
回答設定を変更したい	7
個別の質問	25
差し戻し依頼	26
回答期限までに回答困難	5
疑義報告内容についての説明	2
●システムにログインできない	86
「調査内容・システム画面操作方法」p.23 を参照	2
パスワードを忘れた／パスワード初期化依頼	84
●システムへの調査票のアップロード	9
アップロードできない	2
アップロードできない(自治体環境、セキュリティの問題に起因)	6
代理アップロードについて	1
●システムからの調査票のダウンロード	1
ダウンロードできない(自治体環境、セキュリティの問題に起因)	1
●エラーチェック	50
エラーが解消されない、エラーメッセージが分かりにくい	49
審査結果ファイルが保存されない	1
総計	211

- エラーメッセージの改善

今年度調査では、エラーメッセージの内容理解や解消方法に関する問い合わせが多数寄せられた。システムの都合上エラーチェック種別ごとに定型のエラーメッセージを設定していたため、都道府県及び市区町村が理解しにくい文面となっていたことが原因である。次年度調査では、表示されるエラーメッセージをより理解しやすい定型文へ更新する必要がある。

- 市区町村調査票の期限内の回答率の向上

回答期限内に回答した市区町村の割合は 81%であり、一部自治体で回答対応の遅れが見られた。期限内の回答率向上のため、回答期限の約1週間前を目安に市区町村の作業ログを確認し、調

査票のアップロードが未実施の市区町村に対してリマインドを実施することが望ましい。

- 調査票の改善事項

- 入力箇所を、入力必須項目・任意項目ともに黄色セルで示していた。入力区分をひと目で判別しやすくし、記入漏れを防ぐため、必須項目と任意項目でセルの色を分けて表示するとよい。
- 設問 28 において、自治体側で行を追加したことにより、調査票(Excel)に組み込まれた自動判定(計算式)が正しく動作しなくなったことを原因とする問い合わせが数件発生した。設問 28 の行追加を不可とする仕様に変更するとともに、複数の内容を記載する場合には一行内にまとめて記載するように説明を加えるとよい。

3) 調査結果の取りまとめ

- 疑義照会の効率化

今年度調査では、調査票の回収完了から疑義照会の完了までに 1 か月以上を要した。疑義確認時の確認ポイントを整理し、確認漏れを減らすことで、業務の効率化を図ることが望ましい。また、自治体へ修正・確認を依頼する際には、自治体に確実かつ迅速に対応いただくため、期限を明確に提示する必要がある。

- 集計表の改善事項

集計表 4(8)「浄化槽設置基数の推移」は、表示対象が過去 17 年分に限定されている。過去の調査結果が全て表示できるよう、表示条件を変更するとよい。

(2) 令和 8 年度の指導普及に関する調査の調査項目案

令和 8 年度調査の項目は、昨年度の業務報告書において整理され、その方針を元に Web システムも構築された。継続性・効率性の観点から、来年度は下表に整理した設問について調査を行う必要があると考えられる。同表には、参考として今年度(令和 7 年度)及び令和 9 年度、令和 10 年度の調査項目も記載した。

表 1-24 令和 7 年度の調査項目案

No.	設問	頻度	R6 参考	R7 参考	R8	R9 参考	R10 参考
1	浄化槽行政組織	毎年	●	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	毎年	●	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	毎年	●	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 設置基数(旧構造基準適用)	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 設置基数(新構造基準適用)	毎年	●	●	●	●	●
	(2) 設置基数(建築用途別)	毎年	●	●	●	●	●
5	浄化槽休廃止基数	毎年	●	●	●	●	●

No.	設問	頻度	R6 参考	R7 参考	R8	R9 参考	R10 参考
6	行政処分等の件数及び根拠	毎年	●	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	毎年	●	●	●	●	●
8	浄化槽法第7条検査関係	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	毎年	●	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	毎年	●	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	毎年	●	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	毎年	●	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	毎年	●	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	2年1度	●		●		●
12	国庫助成による浄化槽整備実績	毎年	●	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業の実施状況	2年1度	●		●		●
14	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	2年1度	●		●		●
15	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	2年1度	●		●		●
16	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	2年1度	●		●		●
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況	2年1度	●		●		●
	(1) 都道府県	2年1度	●		●		●
	(2) 市町村	2年1度	●		●		●
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	2年1度	●		●		●
19	浄化槽台帳の整備状況	毎年	●	●	●	●	●
20	保守点検・清掃の実施率	毎年	●	●	●	●	●
21	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	毎年	●	●	●	●	●
	(1) 合併/単独別	毎年	●	●	●	●	●
	(2) 単独人槽別	毎年	●	●	●	●	●
22	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	2年1度		●		●	
23	協議会等の整備状況	2年1度		●		●	
24	災害時等における協定締結状況	2年1度		●		●	
25	一括契約の実施状況	2年1度		●		●	
	(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	2年1度		●		●	
	(2) 一括契約の概要(参考事例)	2年1度		●		●	
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	2年1度		●		●	
27	放流水域に対する規制について	4年1度		●			
	① 公共用水域に放流する場合	4年1度		●			
	② 農業用水路に放流する場合	4年1度		●			
	③ 道路側溝に放流する場合	4年1度		●			

No.	設問		頻度	R6 参考	R7 参考	R8	R9 参考	R10 参考
	④	その他	4年1度		●			
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由			●	●	●	●	●
			合計	22	21	22	20	22

2. 重点目標指標に係る把握・分析

本章では、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び補助指標である、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率、浄化槽台帳により維持管理情報を把握している都道府県数、先進的省エネ型浄化槽の導入基数、浄化槽の省エネルギー化による CO2 排出削減量、の4つの指標及び「国土強靱化年次計画」に定められる浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合について、その評価・分析手法の検討を整理した上で、算定に必要な最新のデータを収集し、進捗状況を評価した。

また、検討した評価・分析手法に基づき、令和 7 年 12 月末までに最新データの収集を行った上で、「廃棄物処理施設整備計画」に掲げられる重点目標及び重要施策について、その進捗状況評価を行い、重点目標に対する達成状況及び未達成の項目の未達要因についても検討した。

令和 5(2023)年 6 月に閣議決定された令和 5(2023)～令和 9(2027)年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画では、以下の通り2つの重点目標指標を示している。また、令和 7 年度 6 月に策定された「国土強靱化年次計画 2025」では、令和 7 年度に取り組むべき主要施策として、「災害に強い合併処理浄化槽の整備」が挙げられている。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

○目標

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

○指標

・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

58%(令和 2(2020)年度実績)→76%以上(令和 9(2027)年度)

・先進的省エネ型浄化槽の導入基数

家庭用 33 万基、中・大型 9 千基(令和 2(2020)年度実績)

→家庭用 75 万基、中・大型 27 千基(令和 9(2027)年度)

○補助指標

・浄化槽台帳により維持管理情報(保守点検清掃・法定検査)を把握している都道府県数

・浄化槽の省エネルギー化による CO2 排出削減量

※地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)において、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を 26%削減した浄化槽の累積基数を 93 万基、中・大型浄化槽の省エネ化の累積基数を 3.4 万基とする(CO2 の排出削減見込量は 12.3 万トン CO2)とすることを目標として掲げている。

出所)「廃棄物処理施設整備計画」(令和 5(2023)年 6 月 30 日閣議決定)より浄化槽関連部分を抜粋

2.1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

2.1.1 概要

効率的な汚水処理施設整備を進めるため、下水道や農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、廃棄物処理施設整備計画において令和 9 年度までに浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(以下、「浄化槽普及率」という。)を 76%以上まで引き上げる目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率との比較を行った。

なお、過年度の浄化槽普及人口の算出では平成 29 年度以降の浄化槽区域見直しを考慮していた。しかし、今後、下水道から浄化槽への転換が活発化する可能性を踏まえ、今年度からは浄化槽区域の見直しを考慮しないこととする。ただし、過年度からのデータの連続性を確認するため、今年度の報告では、浄化槽区域見直しの考慮の有無別に算出した値を併記する。

2.1.2 算出方法

浄化槽普及人口及び浄化槽普及率の算出は、平成 27 年度以降の「浄化槽普及人口調査」(平成 28 年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」)のローデータより各年度における浄化槽整備区域内の処理人口を抽出し、数値を算出した。

- 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内の浄化槽普及率
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口
÷ 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口

過年度までは、浄化槽整備区域の見直しを考慮して浄化槽普及人口を算出していた。今年度においても、過年度のデータとの連続性を確認するために、同様に区域の見直しを考慮した浄化槽普及人口を算出した。なお、浄化槽整備区域の見直しは随時実施されており、平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる人口増減を「浄化槽普及人口調査」により把握し、令和 6 年度時点の人口から除して算出した。算出に当たって用いた計算式は以下の通りである。

- 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内の浄化槽普及率
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口(A)
÷ 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口(B)
 - A: 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内浄化槽普及人口
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口 - 平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽人口増減
 - B: 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全人口 - 平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全人口増減

2.1.3 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率は下表の通りである。浄化槽整備区域内の浄化槽普及率は、令和6年度末時点で62.5%であり、前年度比で1.1ポイント増加した。なお、令和2年度末時点の浄化槽普及率は57.3%であり、等しい速度で整備を進め令和9年度に76%の目標に達成する前提とした場合、1年度で2.7ポイントの増加が必要である。

表 2-1 浄化槽普及人口及び浄化槽普及率

年度	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率 (%)
令和6年度末	8,213,192	13,142,350	62.5
令和5年度末	8,074,215	13,157,849	61.4
令和4年度末	7,149,295	11,760,534	60.8
令和3年度末	7,063,150	11,935,155	59.2
令和2年度末	6,917,854	11,991,106	57.7
令和元年度末	6,770,839	12,081,076	56.0
平成30年度末	6,717,221	12,263,531	54.8
平成29年度末	6,657,182	12,430,507	53.6
平成28年度末	6,449,558	12,372,984	52.1
平成27年度末	6,802,607	13,408,336	50.7

注釈) 浄化槽普及率=浄化槽整備区域内浄化槽普及人口/浄化槽整備区域内全人口

平成30年度末～令和4年度末の人口は、区域見直しを考慮した過年度報告値である。

出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.1.4 従来の算出方法との結果の比較

浄化槽整備区域の見直し考慮の有無別に算出した浄化槽整備区域内の浄化槽普及人口及び浄化槽普及率は、下表の通りである。区域見直しを考慮しないことにより、浄化槽整備区域内浄化槽普及率は平成30年度末時点で0.3%、令和6年度末時点で1.3%減少した。しかし、数値の傾向に大きな差はなく、年度間の連続性は保たれていることが確認できる。

表 2-2 区域見直し考慮の有無による浄化槽基数の比較

年度末	区域見直し考慮なし			区域見直し考慮あり		
	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率 (%)	浄化槽普及人口 (合併処理浄化槽人口)	浄化槽整備区域内 全人口	浄化槽整備区域内 浄化槽普及率 (%)
令和6	8,213,192	13,142,350	62.5	7,355,400	11,530,640	63.8
令和5	8,074,215	13,157,849	61.4	7,277,747	11,685,980	62.3
令和4	7,739,780	12,888,749	60.1	7,149,295	11,760,534	60.8
令和3	7,514,088	12,797,388	58.7	7,063,150	11,935,155	59.2
令和2	7,276,397	12,697,801	57.3	6,917,854	11,991,106	57.7
令和元	6,951,252	12,479,303	55.7	6,770,839	12,081,076	56.0
平成30	6,810,288	12,502,493	54.5	6,717,221	12,263,531	54.8
平成29	6,657,182	12,430,507	53.6	6,657,182	12,430,507	53.6
平成28	6,449,558	12,372,984	52.1	6,449,558	12,372,984	52.1
平成27	6,802,607	13,408,336	50.7	6,802,607	13,408,336	50.7

注釈) 浄化槽普及率=浄化槽整備区域内浄化槽普及人口/浄化槽整備区域内全人口

出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.2 先進的省エネ型浄化槽の導入基数

2.2.1 概要

浄化槽システム全体の脱炭素化の推進を図るため、廃棄物処理施設整備計画において、令和 9 年度までに先進的な省エネルギー性能を有する浄化槽(以下、「先進的省エネ型浄化槽」という。)導入基数を家庭用で 75 万基、中・大型 27 千基導入する目標を掲げている。この目標の達成に向けた取組の進捗状況を評価するため、過年度の先進的省エネ型浄化槽の導入基数との比較を行った。

2.2.2 算出方法

(1) 先進的省エネ型浄化槽の比率

先進的省エネ型浄化槽の電力消費量基準を満たす製品数と評価対象とする製品数から、令和 2 年度の前先進的省エネ型浄化槽の比率(以下、「適合率」という。)を人槽別に推計した。

令和 3 年度から令和 6 年度の適合率は、平成 29 年度の適合率から令和 2 年度の適合率に線形的に増加したと仮定して、下表のように設定した。ただし、全製品が既に先進的省エネ型浄化槽になっている場合は、適合率は 100%のままとし、基準年度から適合率が減少している場合は、前年度と同値とした。

表 2-3 先進的省エネ型浄化槽の比率(適合率、ラインナップベース)

人槽	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
5	80%	87%	93%	100%	100%	100%	100%	100%
7	73%	82%	91%	100%	100%	100%	100%	100%
10	55%	70%	85%	100%	100%	100%	100%	100%
21~50	63%	66%	70%	73%	76%	80%	83%	86%
51~100	44%	46%	48%	50%	52%	54%	56%	58%
101~300	69%	69%	69%	69%	69%	69%	69%	69%
301~	77%	64%	51%	38%	38%	38%	38%	38%

注釈) 斜体で示した令和 3 年度以降の適合率は、平成 29 年度の適合率が令和 2 年度の適合率に線形増加したものと仮定して設定した。ただし、既に 100%を達成している場合はそのままとし、平成 29 年度と比較して令和 2 年度の適合率が減少している場合は、変化がないものと仮定した。

出所) 一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データを基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(2) 家庭用の先進的省エネ浄化槽における導入基数

1) 指導普及調査に基づく導入基数(調査基数)

指導普及調査において、循環型社会形成推進交付金、または、地方創生汚水処理施設整備推進交付金による環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業により設置された家庭用の浄化槽新設基数を

調査した。なお、令和2年度より、環境配慮型・防災まちづくり浄化槽整備推進事業における省エネ性能要件が見直され、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」と同水準となった。このため、先進的省エネ型浄化槽の新設基数は環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数と同義になる。平成29年度から令和6年度までの先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況を下表に示す。表中の「比率」は「総数」に対する「設置基数」の比率である。

表 2-4 家庭用の先進的省エネ型浄化槽に対する補助執行状況

各年度実績	国庫助成による新設基数				
	総数	環境配慮・防災まちづくり 浄化槽整備推進事業		先進的省エネ型浄化槽	
		設置基数	比率	設置基数	比率
平成29年度	58,132	18,824	32.4%	4,427	7.6%
平成30年度	54,910	18,726	34.0%	7,204	13.0%
令和元年度	51,667	15,571	30.1%	—	—
令和2年度	45,590	14,309	31.4%	—	—
令和3年度	45,388	15,740	34.7%	—	—
令和4年度	42,884	14,505	33.8%	—	—
令和5年度	38,562	13,728	35.6%	—	—
令和6年度	35,584	12,056	33.9%	—	—

注釈) 令和元年度より、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置基数は、廃棄物処理施設整備計画における「先進的省エネ型浄化槽」の基数と同義になる。

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2) 製品データ・出荷統計実績ベースに基づく導入基数(補正後基数)

家庭用浄化槽のうち、先進的省エネ浄化槽は、平成 29 年度時点での型式ごとの比率で 70%を占める。前項で示した通り、環境配慮型事業による導入基数は、全設置基数の 30%程度を占めるに過ぎず、先進的省エネ型浄化槽の平成 29 年度時点での型式ごとの比率である 70%に比べて乖離がある。乖離が生じている要因は大きく 2 つ挙げられ、出荷されたすべての基数が補助金を用いて設置されているわけではないことと、国庫助成事業における環境配慮型事業では、先進的省エネ型浄化槽の導入に加え、単独転換・汲み取り転換の割合等についても事業の要件としており、当該要件を満たすことができない地方公共団体では、先進的省エネ型浄化槽の導入であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていないこと、が挙げられる。このため、先進的省エネ型浄化槽であるものの、環境配慮型事業による設置補助の対象となっていない浄化槽の新設を補完して評価できるように、導入基数を推計した。

具体的には、指導普及調査より得られた国庫助成による新設基数(表 2-4)の総数(令和 6 年度の場合 35,584 基)に対し、浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率(表 2-5)を乗じることによって人槽別の新設基数を把握し、さらに適合率(表 2-3)を乗じることによって、各年度・各人槽における家庭用先進的省エネ型浄化槽の新設基数(表 2-6)を求めた。

表 2-5 令和 6 年度の家家庭用浄化槽基数の出荷比率

人槽	出荷台数	比率
5	63,914	73.6%
7	14,169	16.3%
10	3,282	3.8%
21~50	5,533	6.4%

出所)一般社団法人浄化槽システム協会の令和 6(2024)年度出荷統計を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

表 2-6 家庭用浄化槽の補正後新設基数

人槽	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
5	32,088	33,931	33,507	32,290	32,793	31,372	28,713	26,172
7	10,018	10,389	9,547	8,968	8,469	7,432	6,177	5,802
10	1,444	1,774	1,837	1,835	1,731	1,606	1,385	1,344
21~50	2,579	2,520	2,177	1,824	1,750	1,975	1,903	1,961
合計	46,130	48,615	47,068	44,917	44,837	42,385	38,178	35,280

出所)浄化槽の指導普及に関する調査の結果、一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データ、及び一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(3) 中・大型の先進的省エネ浄化槽における導入基数

指導普及調査において、中・大型浄化槽の新設基数を人槽別に調査した。平成29年度から令和6年度までの中・大型浄化槽の新設基数は下表の通りである。51人槽以上の新設基数は、平成29年度以降減少傾向で推移し、令和4年度に一時的な増加が見られたものの、令和5年以降は再び減少している。

表 2-7 中型・大型浄化槽の新設基数

人槽	新設基数							
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
51～100	973	946	812	719	722	813	837	762
101～300	592	518	503	465	415	495	441	442
301～	150	137	131	126	103	126	123	130
合計	1,715	1,601	1,446	1,310	1,240	1,434	1,401	1,334

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

指導普及調査より得られた中・大型浄化槽の各人槽における新設基数に対して、それぞれの先進的省エネ浄化槽の適合率を乗じることで推計した先進的省エネ浄化槽の中・大型浄化槽の導入基数(補正後基数)を下表に示した。

表 2-8 中型・大型浄化槽の新設基数(補正後基数)

人槽	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
51～100	428	435	390	360	375	440	471	445
101～300	408	357	347	321	287	343	305	306
301～	116	88	67	48	40	48	47	50
合計	952	880	804	729	702	831	823	801

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査の結果および一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データを基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.2.3 算出結果

指導普及調査において収集した浄化槽基数及び一般社団法人浄化槽システム協会により集計された浄化槽の出荷基数に基づく人槽比率や各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合(適合率)を乗じて算出した先進的省エネ型浄化槽の家庭用浄化槽(~50人槽)と中・大型浄化槽(51人槽~)の累積導入基数を下表に示す。

補正後の家庭用浄化槽の累積導入基数は、令和6年度で486,964基であり、令和9年度の目標値である75万基の64.9%に達した。補正後の中・大型浄化槽の累積導入基数は令和6年度で11,748基であり、令和9年度の目標値である27千基の43.5%に達した。

表 2-9 先進的省エネ型浄化槽の累積基数

種類	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
家庭用浄化槽(調査基 数)累積導入基数	143,982	151,186	166,757	181,067	196,807	211,312	225,040	237,096
単年導入基数	4,427	7,204	15,571	14,310	15,740	14,505	13,728	12,056
家庭用浄化槽(補正 後)累積導入基数	185,685	234,300	281,368	326,285	371,122	413,507	451,684	486,964
単年導入基数	46,130	48,615	47,068	44,917	44,837	42,385	38,178	35,280
中・大型浄化槽(補正 後)累積導入基数	6,178	7,058	7,862	8,591	9,293	10,124	10,947	11,748
単年導入基数	952	880	804	729	702	831	823	801

注釈) 家庭用浄化槽(調査基数)は、浄化槽の指導普及に関する調査で収集した先進的省エネ型浄化槽の基数である。家庭用浄化槽(補正後)は、浄化槽の指導普及に関する調査で収集した国庫助成による全新設基数に対し、一般社団法人浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率、及び各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。中・大型浄化槽(補正後)は、浄化槽の指導普及に関する調査で収集した各人槽における中・大型浄化槽基数に対し、各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査の結果、一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データ、及び一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3 補助指標・主要施策

2.3.1 浄化槽台帳により維持管理情報を把握している都道府県数

指導普及調査(令和7(2025)年度調査)において、令和6年度末時点の浄化槽台帳の整備状況を調査した。その結果、全ての都道府県で浄化槽台帳が整備されており、浄化槽台帳により法定検査、保守点検、清掃に関する情報を把握している都道府県数は、それぞれ47、47、46都道府県であった。各都道府県において浄化槽台帳により維持管理情報を把握している浄化槽基数は、下表の通りである。

浄化槽台帳により記載された浄化槽のうち、法定検査、保守点検、清掃に関する情報を台帳により把握している基数の割合、また、台帳の電子化率には各県でばらつきが見られた。

- 法定検査の項目が台帳に記載されている浄化槽割合：
平均 62.7% 最大 100% (4 都道府県) 最小 0.0% (1 都道府県)
- 保守点検の項目が台帳に記載されている浄化槽割合：
平均 37.3% 最大 99.3% 最小 0.0% (2 都道府県)
- 保守点検の項目が電子データに基づいて台帳に記載されている浄化槽割合：
平均 24.0% 最大 99.3% 最小 0.0% (8 都道府県)
- 清掃の項目が台帳に記載されている浄化槽割合：
平均 35.5% 最大 99.3% 最小 0.0% (2 都道府県)
- 清掃の項目が電子データに基づいて台帳に記載されている浄化槽割合：
平均 22.3% 最大 99.3% 最小 0.0% (7 都道府県)

表 2-10 令和 6 年度末時点における浄化槽台帳による維持管理情報の把握状況

都道府県名	台帳で管理している項目と当該項目が台帳に記載された浄化槽の基数												
	法第 49 条第 1 項に基づく各台帳項目について、台帳に記載された浄化槽の基数												
	台帳に記載された浄化槽の全基数	第 2 号 法定検査		第 3 号 施行規則第 57 条の 2						第 4 号 清掃			
		台帳記載基数	台帳記載率	台帳記載基数	台帳記載率	うち電子データに基づき記載した基数	電子化率	台帳記載基数	台帳記載率	うち電子データに基づき記載した基数	電子化率		
北海道	75,108	48,836	65.0%	44,746	59.6%	27,525	36.6%	39,645	52.8%	24,387	32.5%		
青森県	126,171	51,935	41.2%	27,803	22.0%	27,801	22.0%	13,071	10.4%	13,070	10.4%		
岩手県	79,624	54,039	67.9%	49,043	61.6%	49,043	61.6%	27,723	34.8%	27,723	34.8%		
宮城県	86,455	73,044	84.5%	62,239	72.0%	53,198	61.5%	46,008	53.2%	37,090	42.9%		
秋田県	77,847	18,430	23.7%	6,964	8.9%	1,670	2.1%	6,545	8.4%	1,630	2.1%		
山形県	72,112	39,896	55.3%	28,391	39.4%	20,159	28.0%	25,444	35.3%	19,525	27.1%		
福島県	278,052	99,336	35.7%	857	0.3%	857	0.3%	857	0.3%	857	0.3%		
茨城県	252,988	147,389	58.3%	42,033	16.6%	29,916	11.8%	52,011	20.6%	42,891	17.0%		
栃木県	185,851	122,831	66.1%	95,217	51.2%	86,677	46.6%	67,246	36.2%	39,959	21.5%		
群馬県	306,380	295,414	96.4%	286,259	93.4%	0	0.0%	236,955	77.3%	0	0.0%		
埼玉県	479,009	125,953	26.3%	168,090	35.1%	111,482	23.3%	152,001	31.7%	52,955	11.1%		
千葉県	432,591	401,439	92.8%	114,050	26.4%	114,050	26.4%	138,178	31.9%	133,343	30.8%		
東京都	15,260	6,121	40.1%	6,650	43.6%	5,513	36.1%	6,433	42.2%	4,871	31.9%		
神奈川県	132,609	25,633	19.3%	24,915	18.8%	15,014	11.3%	20,472	15.4%	19,067	14.4%		
新潟県	190,837	190,556	99.9%	189,560	99.3%	189,560	99.3%	189,523	99.3%	189,523	99.3%		
富山県	37,538	37,538	100.0%	6,614	17.6%	0	0.0%	6,614	17.6%	0	0.0%		
石川県	51,267	22,277	43.5%	4,057	7.9%	0	0.0%	3,039	5.9%	3,039	5.9%		
福井県	60,242	26,232	43.5%	152	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
山梨県	122,120	122,120	100.0%	38,270	31.3%	38,270	31.3%	38,157	31.2%	38,157	31.2%		
長野県	79,210	69,516	87.8%	57,048	72.0%	57,048	72.0%	22,923	28.9%	22,923	28.9%		
岐阜県	177,092	159,679	90.2%	19,985	11.3%	19,985	11.3%	19,985	11.3%	19,985	11.3%		
静岡県	466,500	401,768	86.1%	70,837	15.2%	16,039	3.4%	116,976	25.1%	86,200	18.5%		
愛知県	612,682	152,002	24.8%	66,803	10.9%	66,803	10.9%	105,610	17.2%	105,610	17.2%		
三重県	225,969	37,399	16.6%	31,080	13.8%	27,300	12.1%	38,573	17.1%	35,378	15.7%		

都道府県名	台帳で管理している項目と当該項目が台帳に記載された浄化槽の基数											
	法第49条第1項に基づく各台帳項目について、台帳に記載された浄化槽の基数											
	台帳に記載された浄化槽の全基数	第2号 法定検査		第3号 施行規則第57条の2					第4号 清掃			
		台帳記載基数	台帳記載率	台帳記載基数	台帳記載率	うち電子データに基づき記載した基数	電子化率	台帳記載基数	台帳記載率	うち電子データに基づき記載した基数	電子化率	
滋賀県	27,597	16,058	58.2%	14,205	51.5%	3,600	13.0%	15,639	56.7%	5,518	20.0%	
京都府	34,307	19,716	57.5%	23,767	69.3%	16,247	47.4%	24,318	70.9%	16,743	48.8%	
大阪府	96,797	41,558	42.9%	26,555	27.4%	21,112	21.8%	32,301	33.4%	22,724	23.5%	
兵庫県	74,413	70,702	95.0%	27,293	36.7%	4,505	6.1%	35,483	47.7%	3,411	4.6%	
奈良県	92,458	21,999	23.8%	11,111	12.0%	11,111	12.0%	12,872	13.9%	12,872	13.9%	
和歌山県	228,282	75,857	33.2%	56,056	24.6%	9,435	4.1%	70,933	31.1%	22,886	10.0%	
鳥取県	24,367	15,609	64.1%	20,828	85.5%	17,055	70.0%	18,330	75.2%	15,281	62.7%	
島根県	71,490	56,997	79.7%	26,821	37.5%	0	0.0%	26,818	37.5%	0	0.0%	
岡山県	218,423	159,258	72.9%	128,785	59.0%	128,785	59.0%	106,429	48.7%	106,429	48.7%	
広島県	176,167	64,590	36.7%	57,500	32.6%	6,858	3.9%	59,817	34.0%	6,834	3.9%	
山口県	161,135	74,156	46.0%	75,541	46.9%	52,833	32.8%	74,128	46.0%	51,545	32.0%	
徳島県	216,149	185,012	85.6%	7,098	3.3%	7,098	3.3%	19,187	8.9%	19,187	8.9%	
香川県	180,766	162,960	90.1%	156,991	86.8%	156,991	86.8%	78,481	43.4%	78,481	43.4%	
愛媛県	181,397	167,463	92.3%	90,934	50.1%	90,934	50.1%	89,973	49.6%	89,973	49.6%	
高知県	116,560	115,364	99.0%	71,146	61.0%	2,952	2.5%	66,661	57.2%	2,952	2.5%	
福岡県	187,095	121,303	64.8%	17,001	9.1%	0	0.0%	2,341	1.3%	0	0.0%	
佐賀県	59,296	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
長崎県	81,778	73,065	89.3%	24	0.0%	0	0.0%	56,337	68.9%	54,158	66.2%	
熊本県	122,395	122,395	100.0%	21,457	17.5%	21,457	17.5%	21,457	17.5%	21,457	17.5%	
大分県	151,124	93,823	62.1%	89,219	59.0%	11,472	7.6%	94,140	62.3%	11,472	7.6%	
宮崎県	156,176	129,448	82.9%	121,390	77.7%	12,138	7.8%	139,961	89.6%	18,441	11.8%	
鹿児島県	328,909	316,366	96.2%	246,334	74.9%	240,226	73.0%	225,947	68.7%	219,030	66.6%	
沖縄県	99,130	9,854	9.9%	3,943	4.0%	18	0.0%	3,925	4.0%	0	0.0%	

出所)浄化槽の指導普及に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3.2 浄化槽の省エネルギー化による CO2 排出削減量

(1) 概要

廃棄物処理施設整備計画では、浄化槽の省エネルギー化による CO2 排出削減量を補助指標として掲げている。また、地球温暖化対策計画では、2030 年度までに先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積基数を 93 万基、中・大型浄化槽の累積基数を 3.4 万基とすることを目標に掲げており、これによる CO2 の排出削減量を 12.3 万トン CO2 と見込んでいる。エネルギー消費性能基準は次のように設定されている。

- 家庭用浄化槽：地球温暖化対策計画における目標設定を鑑み、平成 25(2013)年度の低炭素型浄化槽のエネルギー消費性能基準から▲26%削減する性能を有するもの
- 中・大型浄化槽：浄化槽の販売製品ラインナップの更新周期が 8～10 年程度であることを鑑み、平成 29(2017)年度の市場製品機種におけるエネルギー消費性能基準より単純平均値以下のもの
- 浄化槽システム全体の低炭素化に係る影響度を考慮し、家庭用浄化槽は新設浄化槽に対して、中・大型浄化槽は既設浄化槽に対して、先進的省エネ浄化槽の割合を高めていく。

(2) 算出方法

CO₂ 排出削減量は、イ)先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基当たり CO₂ 排出削減量に対し、ロ)年度別人槽別導入基数を乗じて算出した。

- イ) 先進的省エネ浄化槽の人槽別の 1 基当たり CO₂ 排出削減量：家庭用浄化槽(50 人槽以下)は、平成 25 年度時点の低炭素型浄化槽の 1 基当たり電力消費量と、先進的省エネ型浄化槽の 1 基当たり電力消費量の差分とした。
- 中・大型浄化槽は、平成 2 年度時点の市場製品の 1 基当たり電力消費量の単純平均値と、平成 29 年度の市場製品における電力消費量の単純平均値との差分とした。
- ロ) 年度別人槽別導入基数：「2.2 先進的省エネ型浄化槽の導入基数」にて算出した、補正後の新設導入基数を用いる(表 2-9)。

(3) 算出結果

補正後の家庭用浄化槽導入基数と補正後の中・大型浄化槽導入基数に基づいて算出した、先進的省エネ型浄化槽の導入によるCO₂排出削減量を下表に示す。

先進的省エネ型浄化槽のうち、家庭用浄化槽の累積導入基数は令和6年度で486,964基であり、令和12年度の目標値である93万基の52.4%に達した。中・大型浄化槽の累積導入基数は令和6年度で11,748基であり、令和12年度の目標値である3.4万基の34.6%に達した。また、令和6年度までのCO₂排出削減量の実績は92,798tであり、導入基数の目標が達成された場合に見込まれる削減量である12.3万トンCO₂の75.4%に相当する。

表 2-11 先進的省エネ型浄化槽によるCO₂削減量

指標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂)	45,971	54,056	61,428	68,020	74,282	80,855	86,895	92,798
うち先進家庭用	18,723	23,098	27,243	31,120	34,977	38,676	42,028	45,196
うち先進中・大型	27,248	30,958	34,185	36,900	39,305	42,178	44,867	47,602
先進的省エネ型 浄化槽(基)								
家庭用浄化槽 (補正後)累積導 入基数(～50人 槽)	185,685	234,300	281,368	326,285	371,122	413,507	451,684	486,964
(単年導入 基数)	46,130	48,615	47,068	44,917	44,837	42,385	38,178	35,280
中・大型浄化槽 (補正後)累積導 入基数(51人槽 ～)	6,178	7,058	7,862	8,591	9,293	10,124	10,947	11,748
(単年導入 基数)	952	880	804	729	702	831	823	801

注釈) 家庭用浄化槽(補正後)は、浄化槽の指導普及に関する調査で収集した国庫助成による全新設基数に対し、一般社団法人浄化槽システム協会の公表する出荷基数に基づく人槽比率、及び各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。中・大型浄化槽(補正後)は、浄化槽の指導普及に関する調査で収集した各人槽における中・大型浄化槽基数に対し、各年度の出荷基数に占める先進的省エネ型浄化槽の割合を乗じて求めた。

出所) 浄化槽の指導普及に関する調査の結果、一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データ、及び一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.3.3 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合

(1) 概要

浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を引き上げる取組の進捗状況を評価するため、過年度の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数及び基数割合との比較を行った。なお、過年度の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合は、平成 29 年度以降の浄化槽区域見直しを考慮していた。しかし、今後、下水道から浄化槽への転換が活発化する可能性を踏まえ、今年度からは浄化槽区域見直しを考慮しないこととする。ただし、過年度からのデータの連続性を確認するため、今年度の報告では、浄化槽区域見直しの考慮の有無別に算出した値を併記する。

(2) 算出方法

平成 27 年度以降の「浄化槽普及人口調査」(平成 28 年度以前の呼称は「浄化槽行政人口等調査」)のローデータより、各年度における浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数及び単独処理浄化槽基数を抽出し、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の合計基数に占める合併処理浄化槽基数で示される合併処理浄化槽の基数割合を算出した。

- 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数(A)
÷ 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数(B)

過年度までは、浄化槽整備区域の見直しを考慮して浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を算出していた。今年度においても、過年度のデータとの連続性を確認するために、同様に浄化槽整備区域の見直しを考慮した合併処理浄化槽の基数割合を算出した。浄化槽整備区域の見直しによる増減は、浄化槽整備区域内浄化槽普及率の算出方法と同じく、令和 6 年度末時点の基数から、平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの浄化槽整備区域の見直しによる増減の和を除いて算出した。算出に当たって用いた計算式は以下の通りである。

- 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数(A)
÷ 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数(B)
 - A: 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数 - 平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内合併処理浄化槽の基数増減
 - B: 令和 4 年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数
= 令和 6 年度末時点の浄化槽整備区域内全浄化槽の基数 - 平成 29 年度末から令和 6 年度末時点までの区域見直しによる浄化槽整備区域内全浄化槽の基数増減

(3) 算出結果

算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び合併処理浄化槽の基数割合は以下の通りである。浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の割合は、令和 6 年度時点におい

て 68.7%であり、前年度比で 0.45 ポイント増加した。

表 2-12 合併処理浄化槽基数及び合併処理浄化槽の基数割合

年度末	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽基数 (基)	浄化槽整備区域内 単独処理浄化槽基数 (基)	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽の基数割合 (%)
令和 6 年度末	2,579,975	1,174,421	68.7
令和 5 年度末	2,504,508	1,163,916	68.3
令和 4 年度末	2,201,294	985,777	69.1
令和 3 年度末	2,157,474	1,003,160	68.3
令和 2 年度末	2,077,450	1,011,404	67.3
令和元年度末	2,006,596	1,022,377	66.2
平成 30 年度末	1,949,042	1,045,580	65.1
平成 29 年度末	1,910,880	1,064,385	64.2
平成 28 年度末	1,841,757	1,061,092	63.4
平成 27 年度末	1,830,708	1,195,925	60.5

注釈) 合併処理浄化槽の基数割合=合併処理浄化槽基数/(合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数)

平成 30 年度末～令和 4 年度末の人口は、区域見直しを考慮した過年度報告値である。

出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

(4) 従来の算出方法との結果の比較

浄化槽整備区域の見直し考慮の有無別に算出した浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の基数及び合併処理浄化槽の基数割合は下表の通りである。区域見直しを考慮しないことにより、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率は平成30年度末時点で0.6%、令和6年度末時点で1.5%減少した。しかし、数値の傾向に大きな差はなく、年度間の連続性は保たれていることが確認できる。

表 2-13 区域見直し考慮の有無による浄化槽基数の比較

年度末	区域見直し考慮なし			区域見直し考慮あり		
	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽 基数(基)	浄化槽整備区域内 単独処理浄化 槽基数(基)	浄化槽整備 区域内 合併処理浄 化槽の基数 割合(%)	浄化槽整備区域内 合併処理浄化槽 基数(基)	浄化槽整備区域内 単独処理浄化 槽基数(基)	浄化槽整備 区域内 合併処理浄 化槽の基数 割合(%)
令和6	2,579,975	1,174,421	68.7	2,333,605	987,535	70.3
令和5	2,504,508	1,163,916	68.3	2,276,054	991,440	69.7
令和4	2,360,848	1,123,550	67.8	2,201,294	985,777	69.1
令和3	2,275,711	1,109,576	67.2	2,157,474	1,003,160	68.3
令和2	2,167,763	1,101,906	66.3	2,077,450	1,011,404	67.3
令和元	2,055,147	1,080,717	65.5	2,006,596	1,022,377	66.2
平成30	1,979,052	1,091,916	64.4	1,949,042	1,045,580	65.1
平成29	1,910,880	1,064,385	64.2	1,910,880	1,064,385	64.2
平成28	1,841,757	1,061,092	63.4	1,841,757	1,061,092	63.4
平成27	1,830,708	1,195,925	60.5	1,830,708	1,195,925	60.5

注釈) 合併処理浄化槽の基数割合=合併処理浄化槽基数/(合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数)
出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

2.4 重点目標指標の達成率と目標達成に向けた検討

2.4.1 重点目標指標の達成率

令和 5(2023)年 6 月に閣議決定された令和 5(2023)～令和 9(2027)年度を対象とする廃棄物処理施設整備計画における各指標について、令和 6 年度時点における達成率は以下の通り。

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要

○目標

し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境の保全を図る。

○指標

・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率

58%(令和 2(2020)年度実績)→(目標値)76%(令和 9(2027)年度)

→(現時点の実績値)62.5%(令和 6(2024)年度)

・先進的省エネ型浄化槽導入基数

家庭用 33 万基、中・大型 9 千基(令和 2(2020)年度実績)

→(目標値)家庭用 75 万基、中・大型 27 千基(令和 9(2027)年度)

→(現時点の実績値)家庭用 49 万基、中・大型 12 千基(令和 6(2024)年度)

○補助指標

・浄化槽台帳により維持管理情報(保守点検清掃・法定検査)を把握している都道府県数

(現時点の実績値)浄化槽台帳により法定検査を把握:47 都道府県

浄化槽台帳により保守点検を把握:47 都道府県

浄化槽台帳により清掃に関する情報を把握:46 都道府県

・浄化槽の省エネルギー化による CO₂ 排出削減量

(現時点の実績値)9.3 万トン CO₂(令和 6(2024)年度)

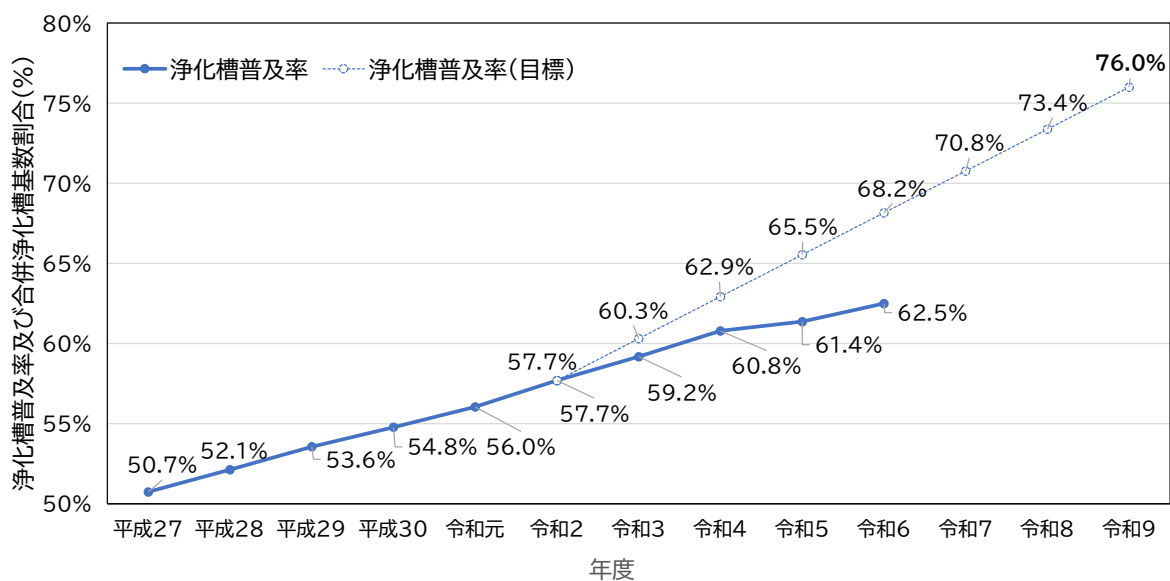
※地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)において、令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を 26%削減した浄化槽の累積基数を 93 万基、中・大型浄化槽の省エネ化の累積基数を 3.4 万基とする(CO₂ の排出削減見込量は 12.3 万トン CO₂)とすることを目標として掲げている。

出所「廃棄物処理施設整備計画」(令和 5(2023)年 6 月 30 日閣議決定)より浄化槽関連部分の抜粋を基に、エム・アール・アイリサーチ
アソシエイツ株式会社作成

2.4.2 目標達成に向けた検討

(1) 浄化槽普及率

浄化槽普及率について、平成 27 年度末以降の推移を下図に示す。令和 6 年度までの 10 年間で、浄化槽普及率は年平均 1.3 ポイント増加していた。一方、令和 2 年度末の浄化槽普及率を基準として令和 9 年度の目標値(76%)を達成するには、年平均 2.6 ポイントの増加が必要となる。このことから、現状のペースでは目標達成が困難であり、さらなる普及促進策の強化が求められる。また、令和 2 年度から令和 6 年度の浄化槽普及率の年次増加量はほぼ一定であり、平成 28 年度から令和 2 年度と同様の傾向が続いている。この傾向は、近年の各種制度等が十分な効果を発揮できていない可能性を示している。令和 9 年度に 76%の目標を達成するためには、特定既存単独処理浄化槽に対する転換措置の推進や、下水道計画区域から浄化槽整備区域に見直された地区に対する積極的な単独転換の支援・普及啓発などを通じて各種制度の有効性・実効性を高め、普及の伸びを加速させる取組が必要不可欠である。



年度	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2018 平成 30	2019 令和元	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9
浄化槽普及率 (%)	50.7	52.1	53.6	54.8	56.0	57.7	59.2	60.8	61.4	62.5	-	-	-
(目標)						57.7	60.3	62.9	65.5	68.2	70.8	73.4	76.0

出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成
平成 30 年度末～令和 4 年度末の人口は、区域見直しを考慮した過年度報告値である。

図 2.4-1 浄化槽普及率及び合併処理浄化槽の基数割合の平成 27(2015)年度以降における推移

(2) 先進的省エネ型浄化槽の導入基数

指導普及調査の結果及び一般社団法人浄化槽システム協会が公表している出荷基数等に基づき推計した先進的省エネ型浄化槽の導入基数の平成 29 年度から令和 6 年度までの推移と、令和 7 年以降の目標値を下図に示す。

令和4年度から令和6年度にかけての導入基数は、家庭用浄化槽で年平均40,170基、中・大型浄化槽で年平均789基増加していた。一方、令和9年度の目標値(家庭用浄化槽:75万基、中・大型浄化槽:27千基)を達成するためには、家庭用浄化槽で年平均87,679基、中・大型浄化槽で年平均5,084基の増加が必要となる。特に家庭用浄化槽については、令和元年度以降、年あたりの導入基数が減少傾向にある。現状のペースでは家庭用および中・大型浄化槽のいずれも目標達成は困難であり、さらなる普及促進策の強化が求められる。令和9年度の目標を達成するためには、補助制度の拡充・運用改善、関係者への周知強化等を通して各種制度の有効性・実効性を高め、導入の伸びを加速させる取組が不可欠である。

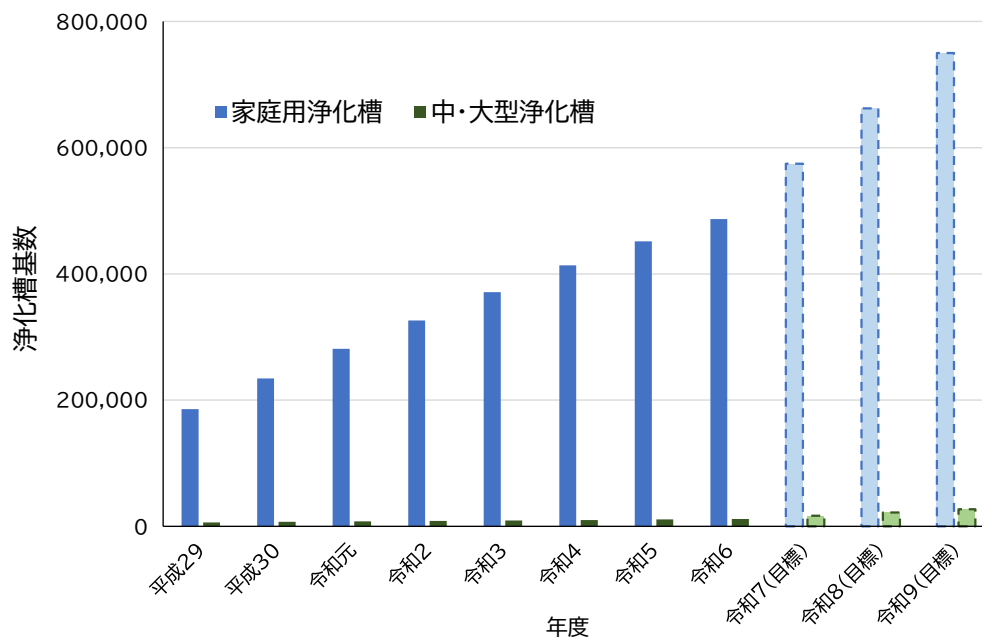


図 2.4-2 先進的省エネ型浄化槽の導入基数の推移

注釈) 目標値は、令和9年度の目標値に向けて毎年度均等に増加すると仮定して算出している。

出所) 浄化槽の普及状況等に関する調査の結果、一般社団法人浄化槽システム協会から提供いただいた製品データ、及び一般社団法人浄化槽システム協会出荷統計表(処理方式別・人槽別)を基に、エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社作成

令和7年度浄化槽の普及状況に関する調査検討業務 報告書

2026年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます。

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています